環境報告書 2021

― 環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場を目指して ―

煙突の頂上からの風景（令和3年6月21日撮影）

多摩ニュータウン環境組合　多摩清掃工場

目　　次

ページ

私たちの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第１章　事業概要

１　施設のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２　環境保全コスト・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
３　私たちの組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

第２章　環境についての取り組み

１　環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
２　環境負荷（単年度、推移 ）・・・・・・・・・・・　１９
３　環境対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
４　発電・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
５　熱の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
６　環境負荷を減らす取り組み・・・・・・・・・・・　４１
７　環境活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
８　安全衛生などの取り組み・・・・・・・・・・・・　４５
９　中期経営計画ビジョン２０２２について・・・・　４７

第３章　コミュニケーション

１　環境情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
２　環境に関して寄せられた意見、要望等・・・・・　５０
３　施設の見学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
４　社会的活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
５　多摩ニュータウン環境組合の事業のあゆみ・・・　５９

巻末資料

・　案内図、編集・発行・・・・・・・・・・・・・・　６０

・　アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１

私たちの取り組み

気候変動が及ぼす影響の大きさから、改めて環境問題がクローズアップされています。

多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場でも安全で安定したごみ処理を進める中で、環境への負荷の低減に係る継続的な取り組みが求められています。

多摩ニュータウン環境組合では、多摩地域の清掃工場として初めて、平成 15 年３月に ISO14001 の認証を取得しました。環境組合及び関係者が一丸となって、「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」を目指し、環境マネジメントシステムの効率的運用と継続的改善を推進しています。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の対応に追われた１年となりましたが、プラント設備等を適正に維持管理するための機器補修工事のほか、効果的な水銀除去対策のために焼却棟の特殊助剤タンク設置工事や不燃・粗大ごみ処理棟の照明 LED 化工事、空調設備改修工事を実施するなど、効率的な施設運営への取組みを行いました。

多摩ニュータウン環境組合は、今後も環境負荷への低減を継続し、貴重な最終処分場を次世代に引き継ぐための役割を果たすとともに、最大限資源化に取り組むことで持続可能な循環型社会に寄与できるように努めて参ります。

令和３年 10 月

多摩ニュータウン環境組合

事務局長　　富 澤　浩

- 報告する期間

  令和２年４月１日から令和３年３月 31 日まで

- 準拠したガイドライン

  「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン 2005 年度版」東京都環境局

  「環境報告ガイドライン 2018年度版」平成３０年６月　環境省

- 報告対象分野

  環境的側面・社会的側面

第1章　事業概要

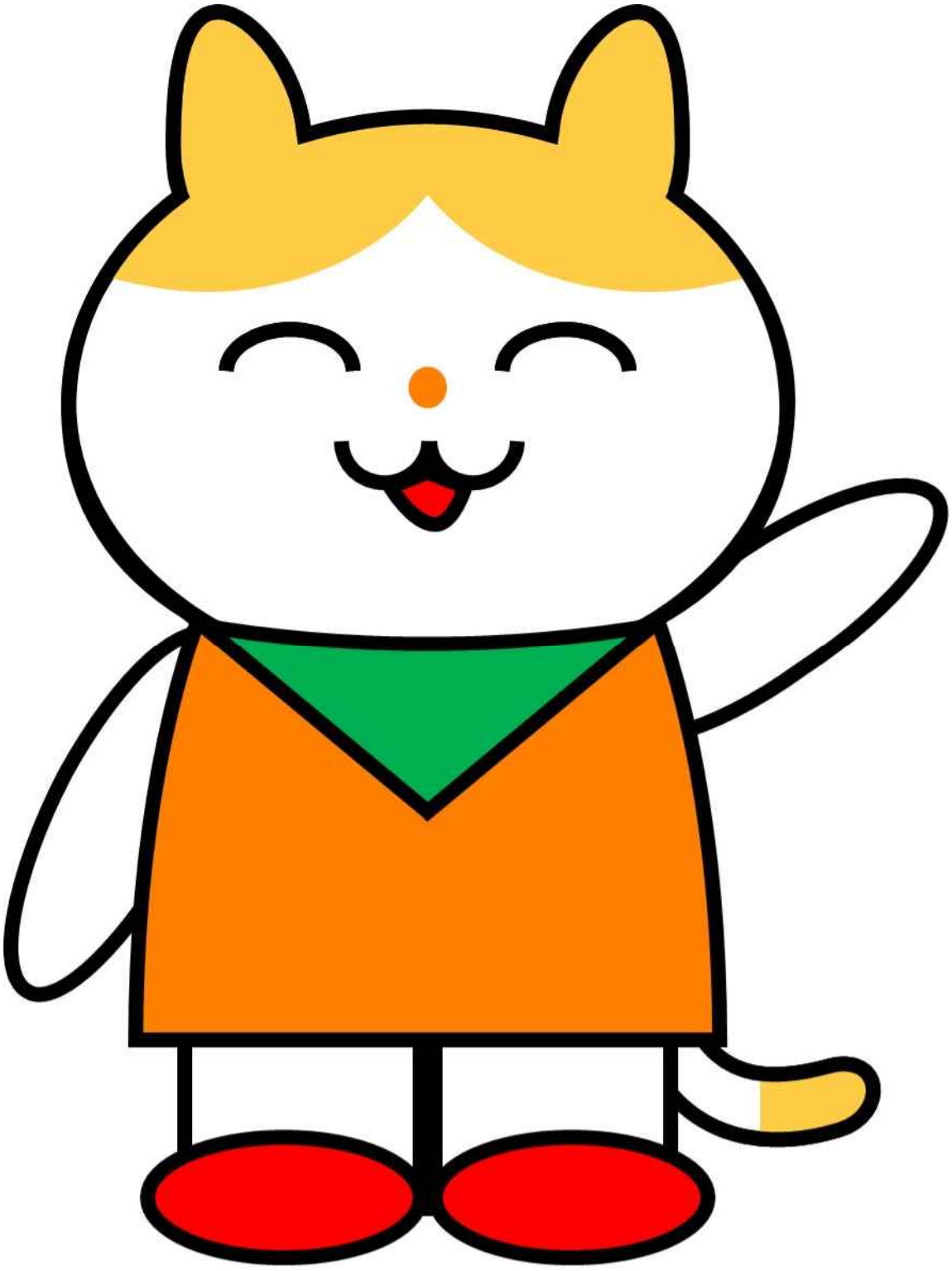

1．施設のあらまし

多摩ニュータウン環境組合は、八王子市及び町田市の一部の区域並びに多摩市全域のごみ処理等を目的に設立された特別地方公共団体（一部事務組合）です。

多摩清掃工場は、地元地域にお住いの方々のご理解とご協力により昭和 48 年から稼動しました。現在の施設はいわゆる２期施設として、平成１０年に可燃ごみを処理する「焼却棟」を、平成１４年には不燃ごみ、粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理棟」を建設し、以来、効果的な余熱の有効利用や資源化等ができる施設として、周辺環境や公害防止を最優先に、環境啓発施設を併設した環境にやさしい中間処理施設として稼働を続けています。

施設の概要

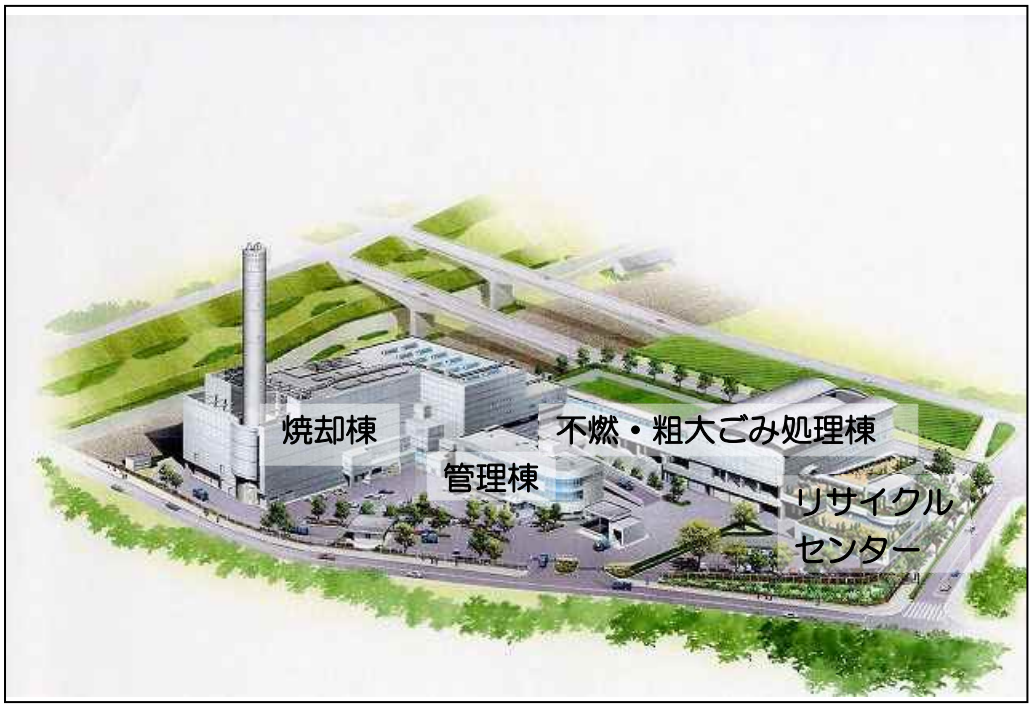

名　　称：多摩ニュータウン環境組合　多摩清掃工場
所 在 地：東京都多摩市唐木田二丁目１番地１
敷地面積：約 35,600m^2
構成施設：管理棟、焼却棟、不燃・粗大ごみ処理棟、リサイクルセンター

■ 管理棟

工　　期：着工 平成 12 年２月　竣工 平成 14 年３月
建築構造：鉄骨造（地上３階）
建築面積：約 840m^{2}延床面積：約 2,500m^2

■ 焼却棟

工　　期：着工 平成６年７月　竣工 平成 10 年３月（その１）
　　平成 14 年３月（その２）
建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造　（地下１階・地上６階）
建築面積：約 6,400m^2
延床面積：約 17,500m^2
処理能力：400ｔ/日（200ｔ/日・炉×２炉）
発電能力：8,000kW

■ 不燃・粗大ごみ処理棟

工　　期：着工 平成 11 年７月　　竣工 平成 14 年３月
建築構造：鉄筋コンクリート造（一部　鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造）
　　（地下１階・地上５階）
建築面積：約 4,500m^2
延床面積：約 12,400m^2
処理能力：90ｔ/5ｈ（不燃系：40ｔ/5ｈ×２系列　粗大系：５ｔ/5ｈ×２系列）

■ リサイクルセンター

工　　期：着工 平成 11 年７月　　竣工 平成 14 年３月
建築構造：鉄筋コンクリート造（地上３階）
　　１階：エントランスホール、展示ホール、リサイクル工房、事務室
　　２階：多目的室、ホール
　　３階：エレベータホール
建築面積：約 1,200m^2
延床面積：約 1,980m^2

焼却施設説明（１）

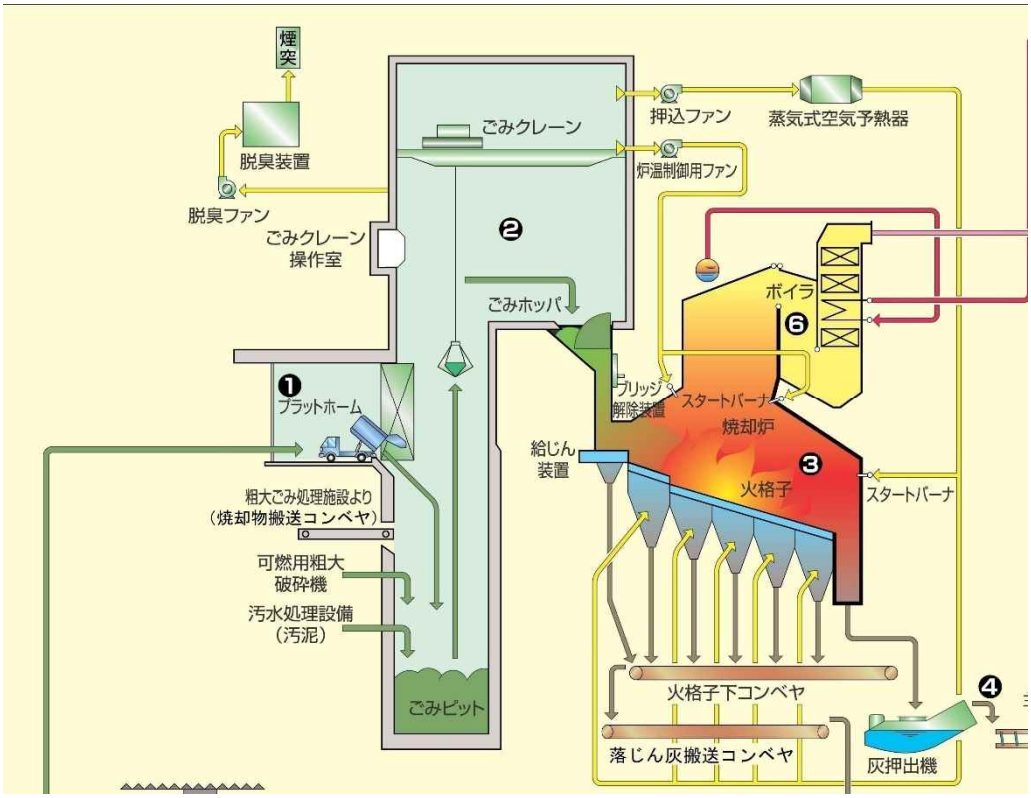

❶　プラットホーム

収集車で搬入した可燃ごみは、計量した後、プラットホームからごみピットへ投入します。バンカーゲートは車両が近づくと自動的に開くセンサーを装備しています。また、臭気の外部への漏洩を防ぐために、室内を負圧にするとともに出入り口にはエアカーテンを設けています。

❷　ごみピットとごみクレーン

ごみピットの容量は 7,200m^3 です。約３週間分のごみを貯蓄できます。ごみクレーンはごみピット内のごみを撹拌し、ごみホッパへごみを投入します。これらの工程は全自動でも行えます。また、ごみピットの臭気は吸引し、燃焼用空気として炉の中で燃焼・分解して脱臭します。

❸ 焼却炉

焼却炉はごみを効果的に混合・撹拌できる階段状火格子です。炉内の燃焼温度が850℃以上となるように自動燃焼制御して、ダイオキシン類などの発生を抑制しています。また、アンモニア吹き込みによる窒素酸化物（無触媒脱硝）処理設備も備えています。

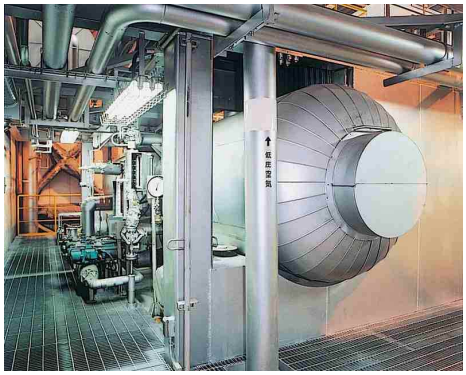

❻ ボイラ

ごみが燃焼するときの熱を有効利用するために、自然循環式ボイラを設けています。燃焼エネルギーを効率よく回収することができ、更にボイラで熱を吸収することで排ガスの温度を下げます。

焼却施設説明（2）

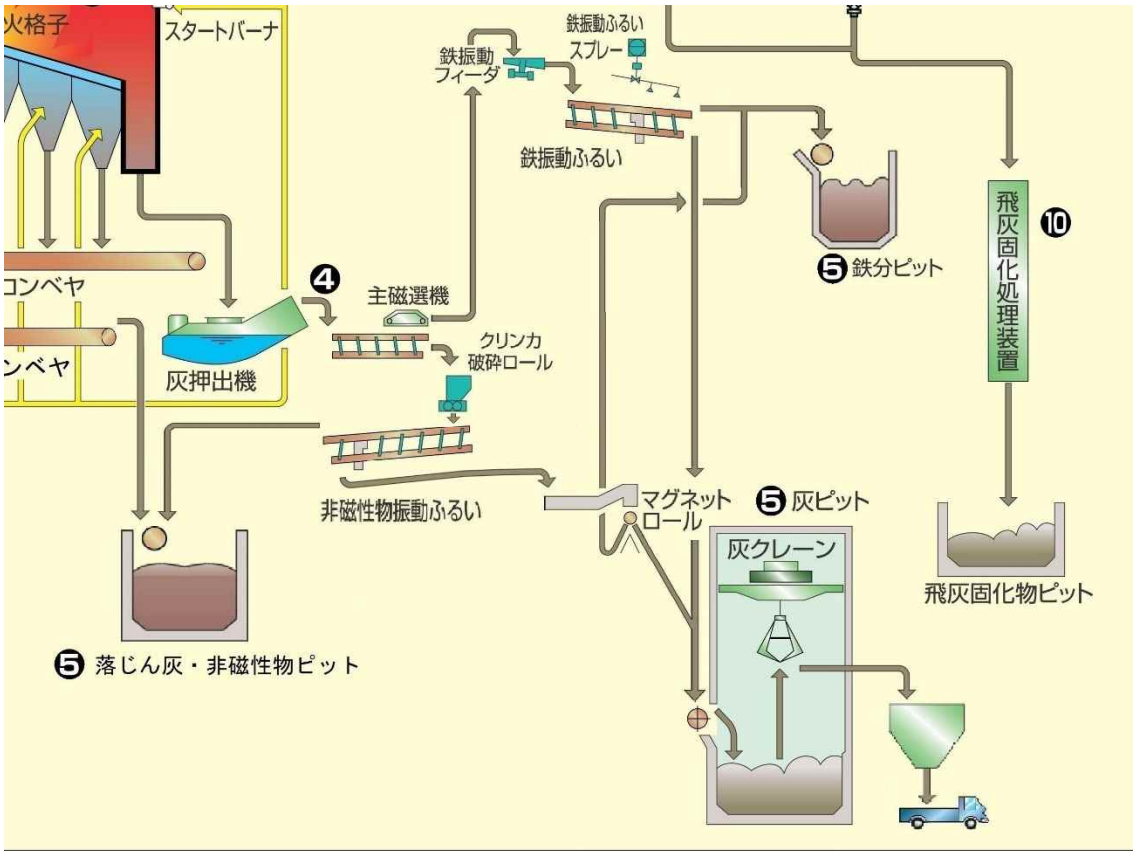

❹　灰押出機

焼却炉から排出される焼却灰は、灰押出機で消火・冷却します。つぎに、灰と異物を分けるため、磁選機で鉄を回収後、破砕機・ふるい等にかけて、鉄分と非磁性物（非鉄金属）を分離回収します。 また、火格子下コンベヤに落下した落じん灰も回収します。

❺　灰ピット/鉄分ピット/落じん灰・非磁性物ピット

鉄分・非磁性物・落じん灰を分離した焼却灰は、灰ピットに送ります。焼却灰の重量は、燃焼前の約 1/10 になります。灰ピットの容量は 440m^3、鉄分ピットは 50m^3、落じん灰・非磁性物（非鉄金属）ピットは 70m^3 です。

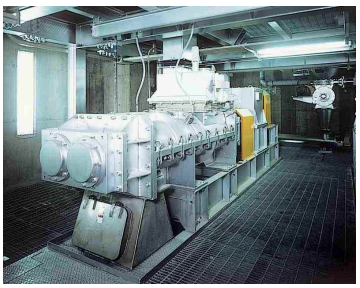

❿　飛灰固化処理装置

ろ過式集じん機で捕集したばいじん（飛灰）は、セメントや薬品で固めて有害物が溶け出さないようにしてから、飛灰固化物ピットに送ります。飛灰固化物ピットの容量は 300m^3 です。

焼却施設説明（3）

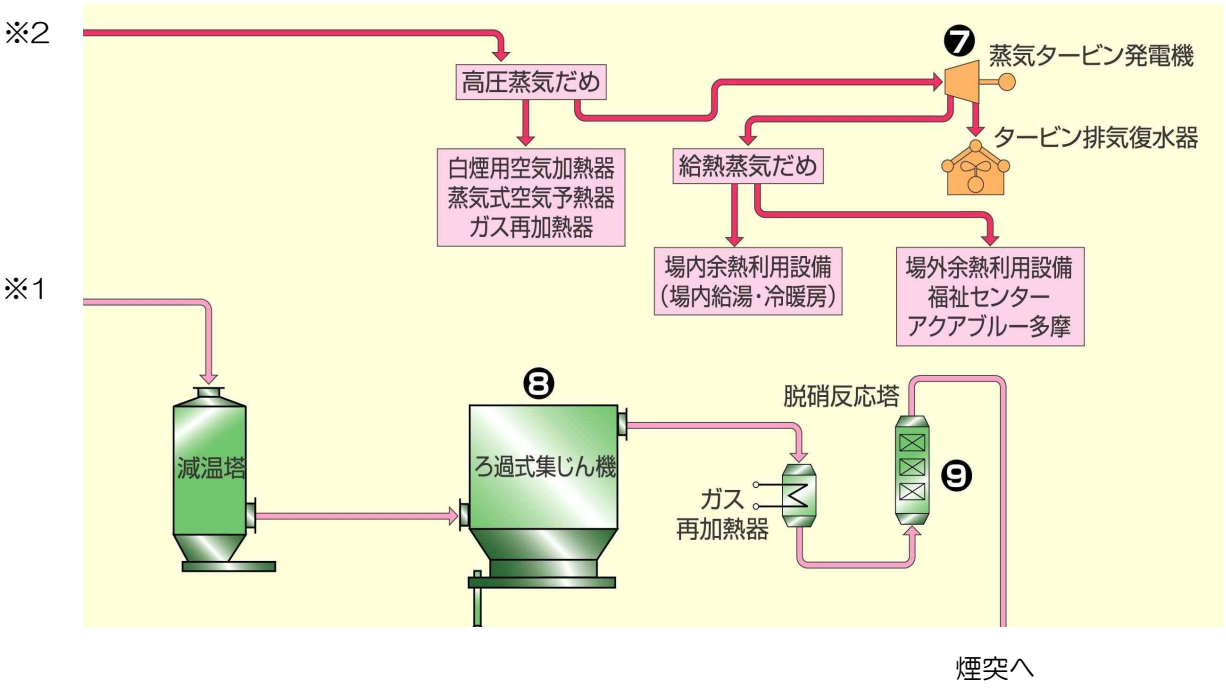

❼　蒸気タービン発電機

高温高圧蒸気によって、最大 8,000kW の発電を行うことができます。発電した電力は工場内で使用するほか、電力会社に売電します。なお、その他の蒸気は、給湯や冷暖房の熱源として利用しています。

❽　ろ過式集じん機

減温塔では、ダイオキシン類の再合成防止や効率的な酸性ガス除去のために、ボイラで熱回収されたあとの排ガス温度をさらに下げます。そして、ろ過式集じん機では、薬品よって酸性ガスの除去を行い、特殊な布のフィルタでダイオキシン類やばいじん（飛灰）を除去します。

❾　脱硝反応塔

排ガスに含まれている窒素酸化物を、触媒と気化したアンモニア水の働きによって除去します。併せて、ダイオキシン類も分解除去します。

令和２年４月～令和３年３月

可燃ごみ処理費：18，438 円／ごみ１トン

（ごみの収集運搬や埋立処分費用は含まれていません。）

可燃ごみ処理費は、歳出決算の可燃ごみ処理費、議会費、組合管理費及びごみ搬入量に占める可燃ごみ量の割合を基に算出されたものです。可燃ごみ量及びごみ搬入量は、構成市の処理区域内の搬入量を用いています。

不燃ごみ処理施設説明（１）

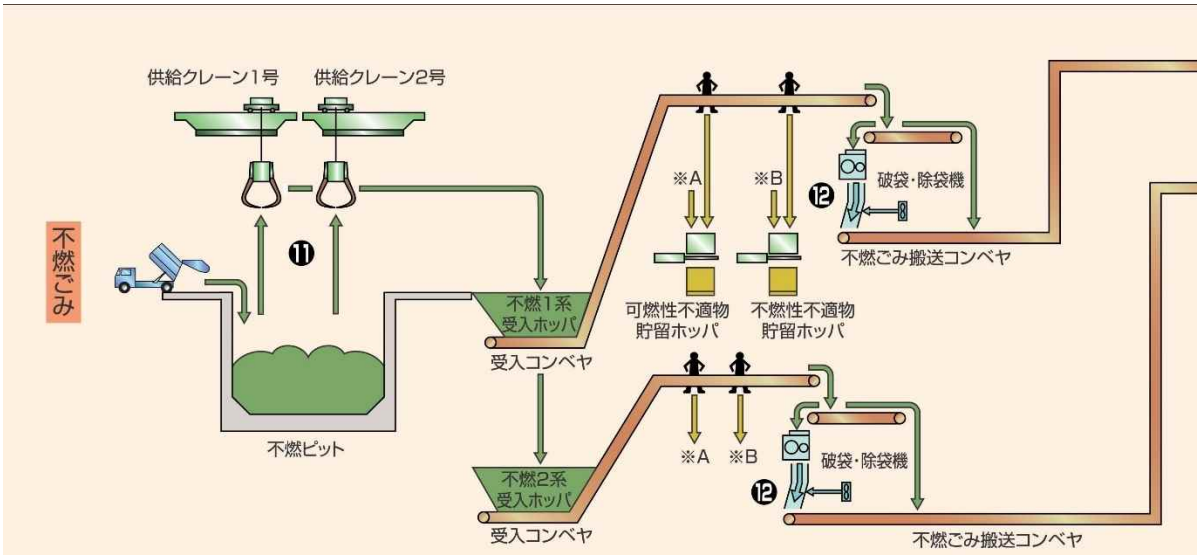

⓫　粗大ピット/不燃ピット/供給クレーン

搬入された不燃ごみは不燃ピットに投入します。ピットのごみは供給クレーンで受入ホッパに移します。　資源回収されて処理した不燃ごみは、粗大ピットに搬送されます。

⓬　破袋機/除袋機

不燃ごみは「ごみ袋」に入った状態で搬入されるので、選別し易くするために機械で「ごみ袋」を破り、中身を取りだします。また、「ごみ袋」は機械で分離します。

不燃ごみ処理施設説明（２）

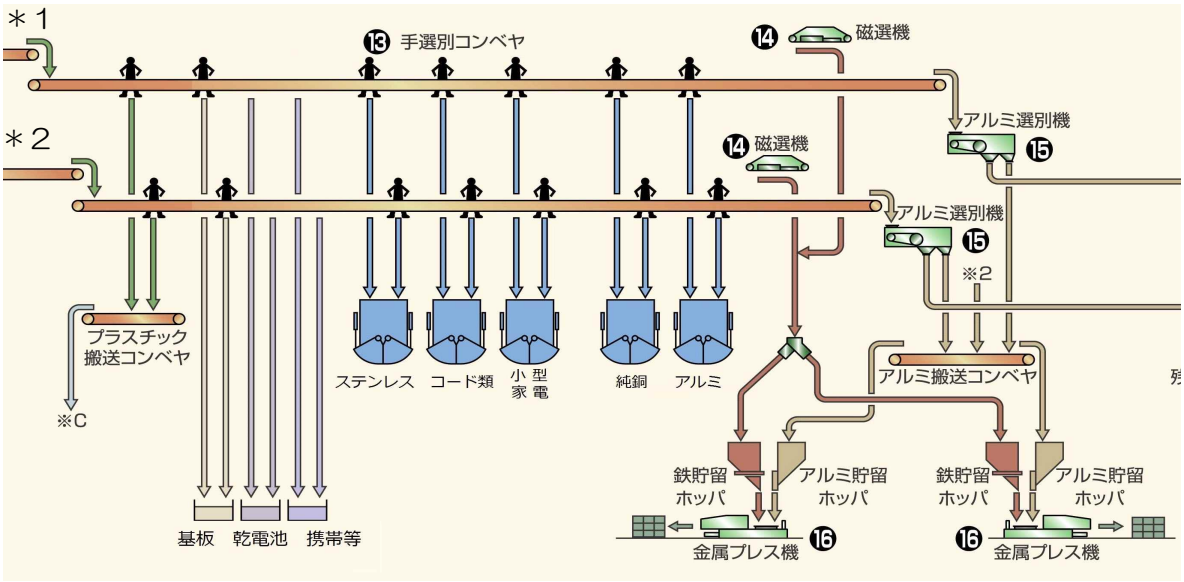

⓭　手選別コンベヤ

不燃ごみに混入した乾電池やおもちゃ等に入った乾電池を取り除くほか、基板・携帯電話・小型家電・コード・金属類等の資源もきめ細かく選別回収をします。

⓮　不燃系磁選機

不燃ごみの中に混入している鉄を、磁力で選別回収します。

不燃ごみ処理施設説明（３）

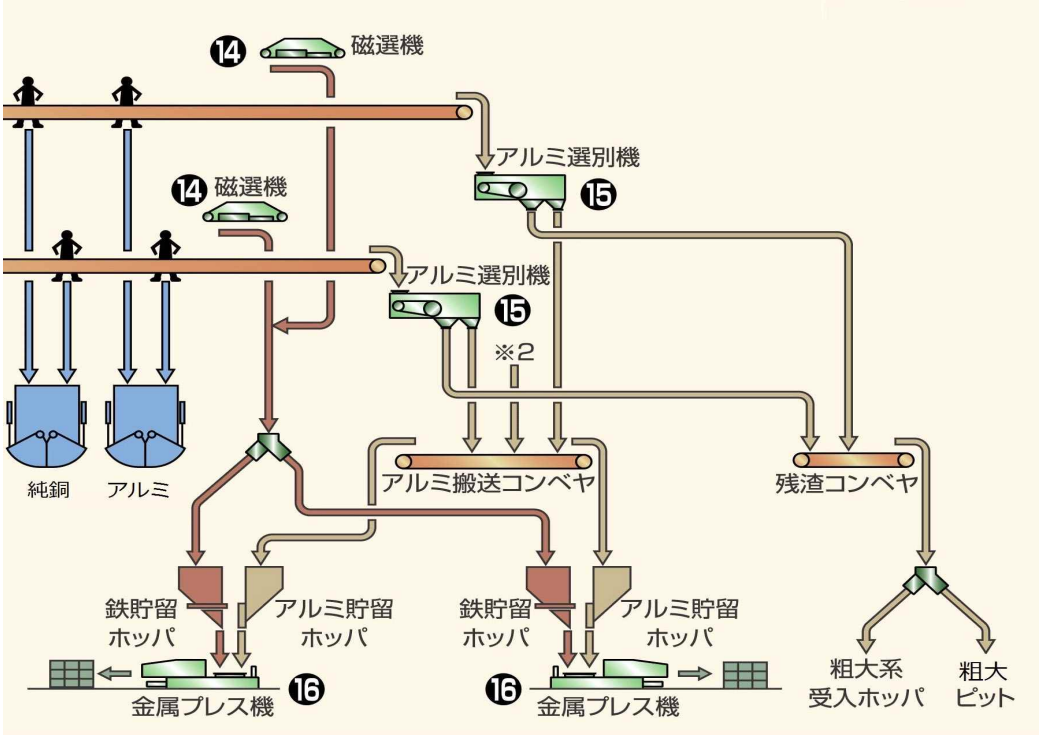

	⓯　不燃系アルミ選別機 不燃ごみの中に混入しているアルミ缶等にうず電流を発生させて前方に跳ね飛ばして選別回収します。
	⓰　金属プレス機 選別回収した鉄とアルミを、それぞれ運搬しやすいかたちに圧縮成形します。

粗大ごみ処理施設説明（1）

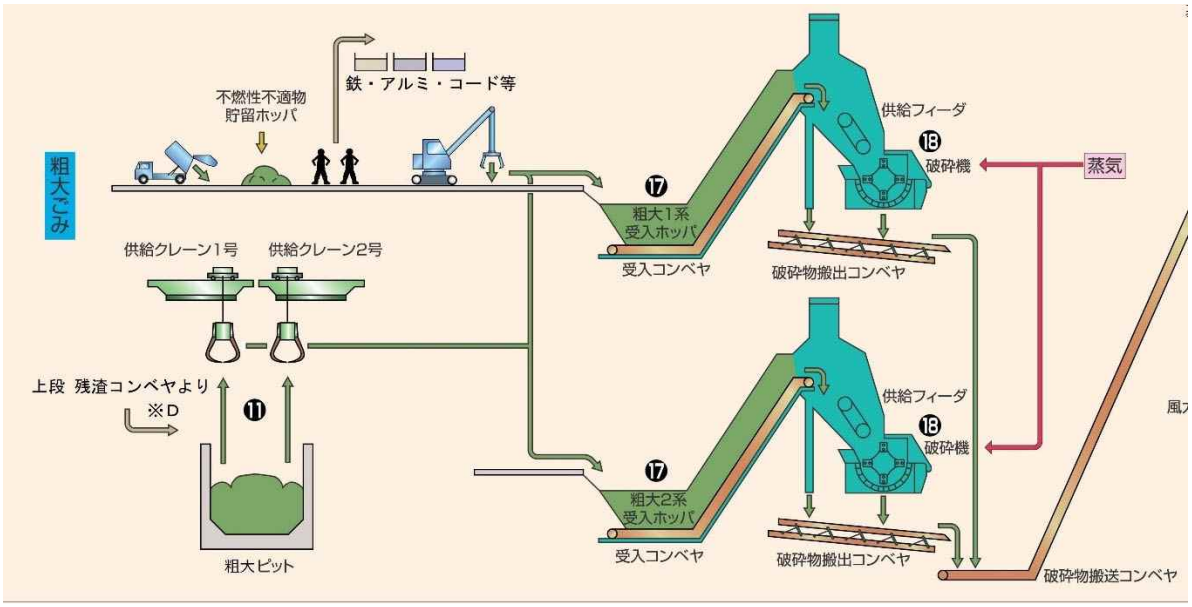

＃1

⓱　粗大系受入ホッパ

不適物を除去した粗大ごみや資源回収して処理された不燃ごみを受入ホッパに投入します。

⓲　破砕機

粗大ごみを高速で回転するハンマーの強力なパワーで、ほぼ 15cm 以下に破砕します。破砕機の中を蒸気で満たし、酸素濃度を下げることで、スプレー缶などの可燃性ガスによる爆発を防止しています。

粗大ごみ処理施設説明（2）

＃１

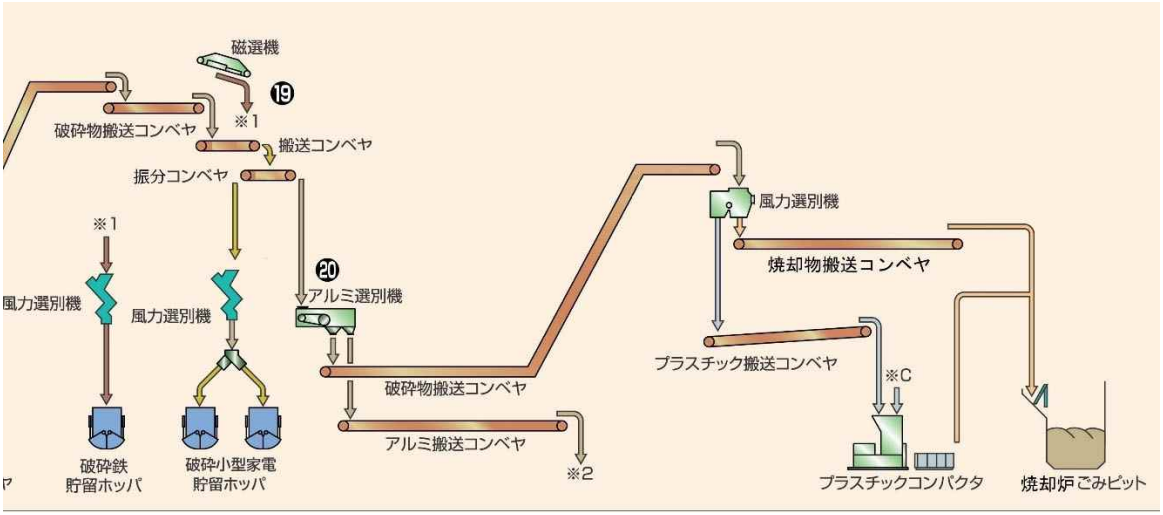

	⑲　磁選機 破砕した粗大ごみから、磁選機で鉄を回収します。残った可燃物は焼却棟ごみピットに送ります。
	⑳　粗大系アルミ選別機 破砕した粗大ごみに混入しているアルミにうず電流を発生させて前方に跳ね飛ばして選別回収します。

令和２年４月～令和３年３月

不燃・粗大ごみ処理費：52，950 円／ごみ１トン

（ごみの収集運搬や埋立処分費用は含まれていません。）

不燃・粗大ごみ処理費は、歳出決算の粗大ごみ処理費、議会費、組合管理費及びごみ搬入量に占める不燃・粗大ごみ、有害ごみ、小型家電量の割合を基に算出されたものです。不燃・粗大ごみ、有害ごみ、小型家電量及び搬入量は、構成市の処理区域内の搬入量を用いています。

２．環境保全コスト

環境会計ガイドライン２００５年版（平成１７年２月環境省）の公表用フォーマットの表に準じて作成しました。

単位：円（税込）

分　　類		主　な　取　組	費　用
事業エリア内コスト			
	公害防止コスト	公害防止のための薬剤費	59,000,139
	地球環境保全コスト　オゾン層破壊防止のためのコスト	フロンガスの回収・破壊費	719,400
	資源循環コスト	[1]廃棄物のリサイクル等費	12,521,747
		（内訳）売払い	-27,213,848
		（内訳）支払い	39,735,595
		[2]廃棄物の処理・処分費	220,000
管理活動コスト			
	環境マネジメントシステムの整備、運用のためのコスト	定期審査・内部監査員養成講習	660,000
	事業活動に伴う環境情報の開示及び環境広告のためのコスト	広報作成・折込 ホームページの保守	2,353,204
	環境負荷監視のためのコスト	環境の調査・法令順守の監視 常時監視用排ガス分析計の保守	13,390,080
研究開発コスト			0
社会活動コスト			
	地域住民の行う環境活動に対する支援及び地域住民に対する情報提供等の各種の社会的取組のためのコスト	リサイクルセンター運営費	21,040,604
環境損傷対応コスト			0

合計　109,905,174

[1] 売払い：鉄くず等売却・廃自転車売却・小型家電売却・バッテリー売却・羽毛布団売却
支払い：有害ごみ処理・焼却灰運搬費・焼却灰資源化委託等

[2] マットレス処理費

3. 私たちの組織

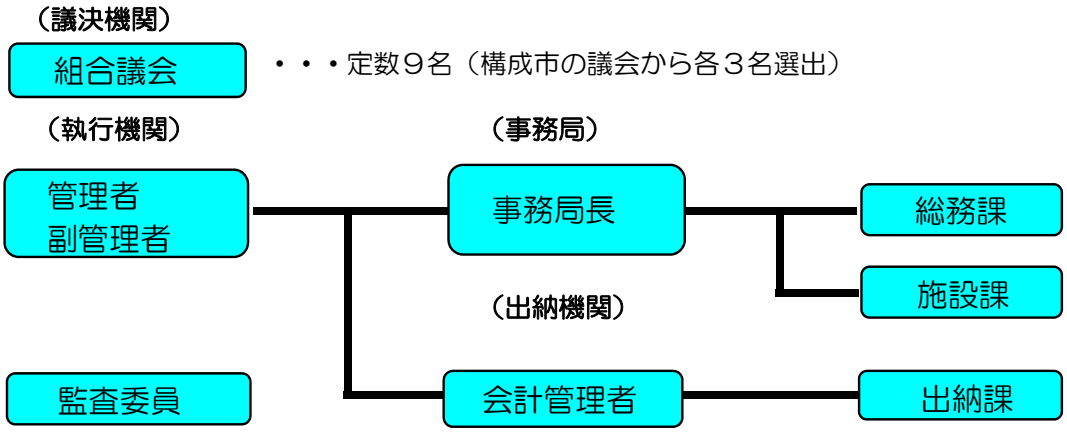

☆総務課

(1) 基本的施策の企画及び総合調整に関すること
(2) 議会に関すること
(3) 監査に関すること
(4) 情報公開に関すること
(5) 条例等の制定及び改廃に関すること
(6) 関係市との連絡調整に関すること
(7) 消防及び防災の計画に関すること
(8) 広報及びﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに関すること
(9) 施設の公開及び見学に関すること
(10) ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰの運営に関すること
(11) 広域支援等に関すること
(12) 財政に関すること
(13) 職員の人事、給与及び勤務条件等に関すること
(14) 職員団体に関すること
(15) 出納に関すること
(16) 契約に関すること
(17) 財産に関すること
(18) 施設更新に関すること
(19) 周辺住民との連絡調整に関すること
(20) 事務局の庶務に関すること
(21) その他、他の課に属さないこと

☆施設課

(1) 施設の設計、施行及び監督に関すること
(2) 施設の維持、管理及び運用に関すること
(3) 施設の安全管理に関すること
(4) 施設の公害防止及び環境調査に関すること
(5) 廃棄物等の搬入及び搬出管理に関すること

☆出納課

(1) 現金の出納及び保管に関すること
(2) 小切手の振り出しに関すること
(3) 有価証券、担保物件の出納、保管及び記録に関すること
(4) 現金の記録管理に関すること
(5) 決算に関すること
(6) 課の庶務に関すること
(7) 支出負担行為に関する確認を行うこと
(8) 組合費の出納に係る証拠書類の審査等に関すること
(9) その他会計管理者の権限に属する事務に関すること

☆工場内で勤務（従事）している人数（令和３年３月３１日現在）

- 多摩ニュータウン環境組合　１８人
- 施設の運転管理業務を行う受託契約業者【Ｈｉｔｚ環境サービス株式会社】　６６人
- リサイクルセンターの管理・運営を行うＮＰＯ団体【東京・多摩リサイクル市民連邦】　３人

第2章　　環境についての取り組み

１．多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場　環境方針

基　本　理　念

「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」

多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場は、標記の経営方針に基づき、環境にやさしい安全な清掃工場として、地域から排出されたごみを適正に処理するとともに、焼却により生じたエネルギーを有効に活用し、環境負荷の低減を図るために最大の配慮をいたします。

また、開かれた清掃工場として、環境学習の場や環境関連情報の提供などを行い、より良好な地球環境が実現されるよう地域社会と連携してまいります。

基　本　方　針

多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場は、この基本理念に基づき、資源循環型社会の実現と、かけがえのない地球環境の将来にわたる保全に寄与することができるよう、全職員をあげて次のことに取り組んでいくことを宣言します。

１　当工場の運営に関わる環境関連法令を始めとする順守すべき事項を明らかにし、順守します。

２　当工場の課題解決や順守事項の達成、環境負荷の低減を図るため環境目標を設定し、実効ある対策を推進するとともに定期的に見直しを行い、継続的改善及び汚染の予防に努めます。

３　地域におけるサービスの向上・ごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、運営及び操業に当たっては気候変動の緩和に向けた地球温暖化対策・省資源・省エネルギー・環境保護施策等を推進します。

４　本方針を環境マネジメントシステムにより実施し、維持していきます。

５　工場の施設の開放を通じて、児童・生徒等の環境学習など、環境意識の高揚を図る施策を地域社会と連携して推進します。

６　この方針を当工場全職員に周知徹底するとともに一般に公表します。

２０１８年4月2日

多摩ニュータウン環境組合　管理者　阿部　裕行

2．環境負荷

（1）令和２年度　主要な物質の収支（一部、工場計器の数値を使用）

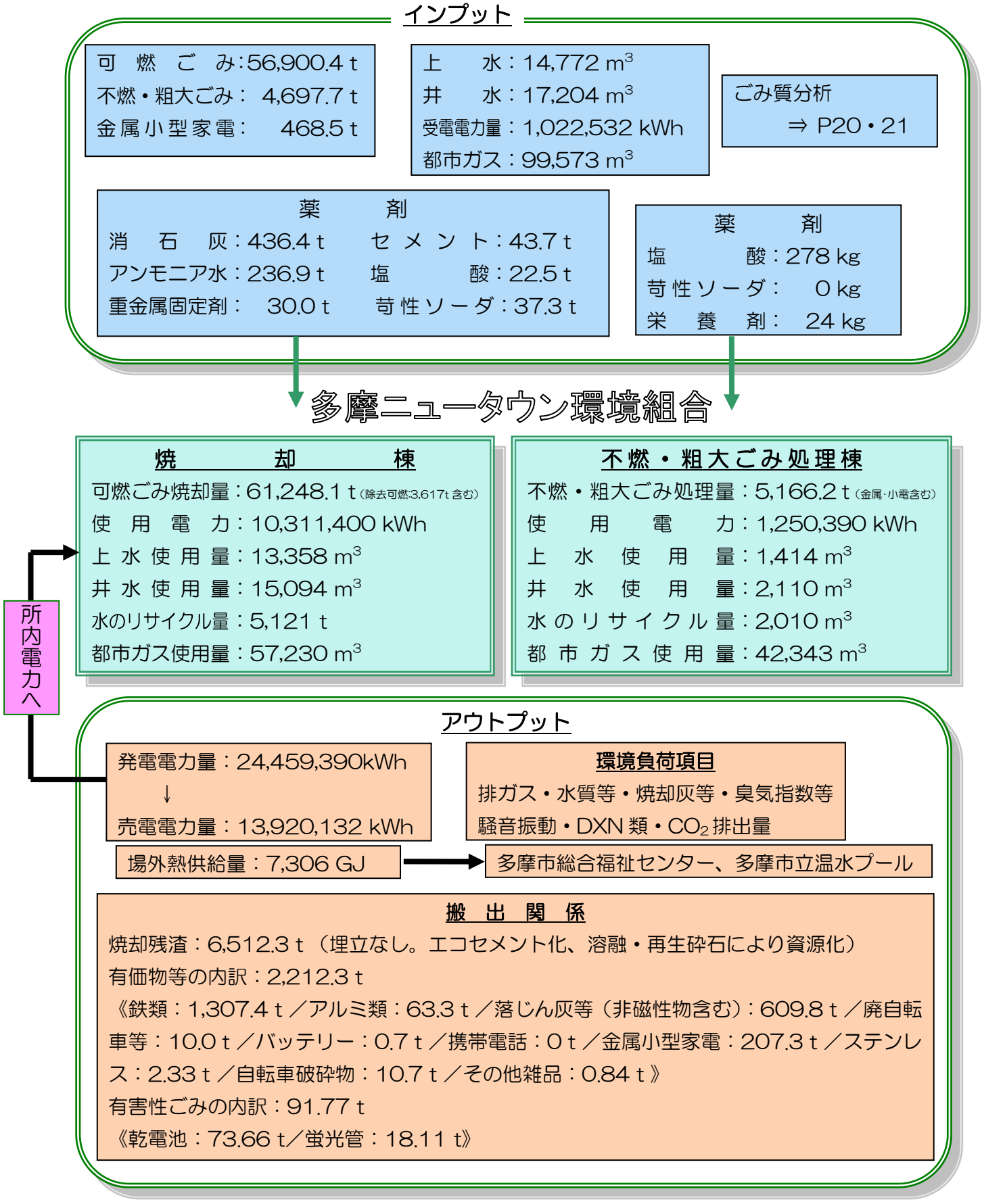

ごみ質分析結果（焼却棟ごみピット内）

多摩清掃工場で処理している可燃ごみの分析結果です。平成２２年度からは、ごみの分別方法が変わり、汚れたプラスチックは可燃ごみに分別されるようになりました。焼却された可燃ごみは、発電などの余熱の利用によりサーマルリサイクルされています。

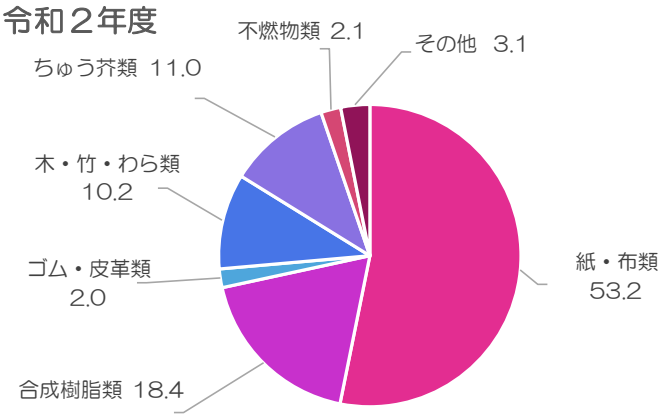

1kcal≒4.186kJ

年度			平成30年度	令和元年度	令和２年度			
測定年月日			平均	平均	R2.9.10	R2.10.2	R3.1.8	平均
天候			—	—	曇	晴	晴	—
気温			—	—	31.0	24.2	9.5	—
ごみの種類成分（乾ベース）	紙・布類	%	48.7	53.1	51.5	49.8	58.2	53.2
	合成樹脂類		21.6	18.5	16.0	21.7	17.6	18.4
	ゴム・皮革類		1.6	0.0	2.1	3.9	0.0	2.0
	木・竹・わら類		14.7	10.8	12.7	8.1	9.8	10.2
	ちゅう芥類（生ごみ）		9.3	11.3	13.6	9.9	9.4	11.0
	不燃物類		2.8	3.1	2.3	2.2	1.9	2.1
	その他		1.3	3.3	1.8	4.4	3.1	3.1
ごみの種類成分（湿ベース）	紙・布類	%	41.4	43.2	45.0	41.9	50.7	45.9
	合成樹脂類		14.9	12.5	10.6	15.1	12.9	12.9
	ゴム・皮革類		1.0	0.0	1.4	2.5	0.0	1.3
	木・竹・わら類		15.7	10.7	11.2	9.3	8.4	9.6
	ちゅう芥類（生ごみ）		24.1	28.9	28.5	26.1	24.2	26.3
	不燃物類		1.6	1.8	1.2	1.2	1.1	1.2
	その他		1.3	3.0	2.1	3.9	2.7	2.9
単位容積重量		kg/㎥	166	170	171	139	141	150
ごみの成分	水分	%	43.5	44.6	48.25	45.13	41.63	45.0
	灰分（生ごみ）		6.4	6.7	5.84	6.30	6.18	6.1
	可燃分		50.1	48.8	45.91	48.57	52.19	48.9
低位発熱量	（計算値）	kcal/kg	1992	1,927	1,776	1,915	2,099	1930
		kJ/kg	8340	8,067	7,434	8,016	8,786	8079
	（実測値）	kcal/kg	2297	2,161	1,945	2,194	2,302	2147
		kJ/kg	9613	9,045	8,142	9,184	9,636	8987
灰分（乾燥ごみ）		%	11.28	12.06	11.28	11.48	10.59	11.12

コロナ感染予防のため中止

令和２年度

ごみ質分析結果（不燃ピット内）

不燃ごみに含まれるものは、金属類や小型家電、不燃物類（食器・陶磁器・ガラス製品等）、プラスチック製品などがあります。割合では合成樹脂（プラスチック）が多くを占めています。

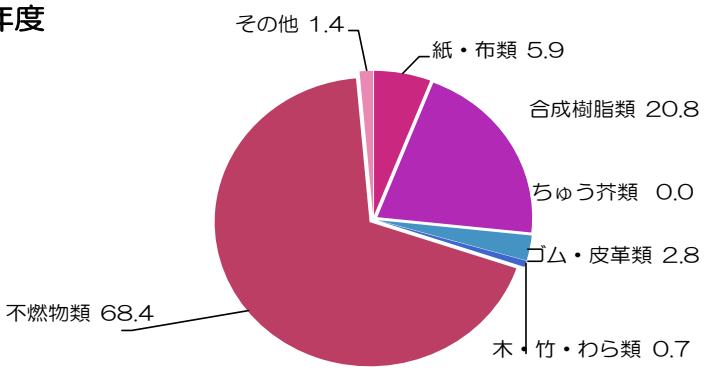

1kcal≒4.186kJ

年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度
測定年月日			H30.7.5	H31.1.7	平均	R1.7.4	R2.1.9	平均	R3.1.8
天候			晴	晴	—	雨	晴	—	晴
気温			28.9	8.0	—	24.5	—	—	8.0
ごみの種類成分（乾ベース）	紙・布類	%	1.1	8.8	5.0	28.6	17.6	23.1	5.9
	合成樹脂類		31.8	43.6	37.7	39.5	48.9	44.2	20.8
	ゴム・皮革類		3.5	6.0	4.8	2.5	0.0	1.3	2.8
	木・竹・わら類		1.1	3.2	2.2	10.3	7.8	9.1	0.7
	ちゅう芥類（生ごみ）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不燃物類		61.8	36.6	49.2	14.5	17.9	16.2	68.4
	その他		0.7	1.8	1.3	4.6	7.8	6.2	1.4
ごみの種類成分（湿ベース）	紙・布類	%	1.1	9.2	5.2	31.1	19.0	25.1	6.1
	合成樹脂類		32.3	43.8	38.1	38.3	47.9	43.1	21.1
	ゴム・皮革類		3.7	6.2	5.0	2.4	0.0	1.2	2.9
	木・竹・わら類		1.2	3.4	2.3	10.3	8.3	9.3	0.8
	ちゅう芥類（生ごみ）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不燃物類		60.9	35.6	48.3	13.1	16.5	14.8	67.5
	その他		0.8	1.8	1.3	4.8	8.3	6.6	1.6
単位容積重量		kg/㎥	146	136	141	127	261	194	232
ごみの３成分	水分	%	1.41	2.90	2.16	9.68	7.49	8.59	1.25
	灰分（生ごみ）		63.18	39.48	51.33	19.09	23.07	21.08	69.75
	可燃分		35.41	57.62	46.52	71.23	69.44	70.34	29.00
低位発熱量	（計算値）	kcal/kg	1,585	2,576	2,081	3,147	3,080	3,114	1,298
		kJ/kg	6,635	10,783	8,709	13,173	12,893	13,033	5,433
	（実測値）	kcal/kg	2,775	4,138	3,457	4,325	4,606	4,466	2,101
		kJ/kg	11,616	17,322	14,469	18,104	19,281	18,693	8,795
灰分（乾燥ごみ）		%	64.08	40.66	52.37	21.14	24.94	23.04	70.63

（2）　平成30年度から令和2年度の推移

次の項目について、3ヶ年の推移をグラフ化し、コメントを記した。（但し、リサイクルセンターに係る数値について、一部除いて解析した。）

応援ごみとは、多摩ニュータウン環境組合の処理区域［八王子市、町田市の一部区域並びに多摩市全域］以外のごみで「多摩地域ごみ処理広域支援体制協定」に基づき、構成市、他市又は他の一部事務組合の要請により当組合で処理したごみである。

区　分		項　　目	31年4月1日	2年4月1日	3年4月1日	グラフ
インプット		処理区域内人口（人）	259,515	259,805	259,645	図-1
		項　　目	**30年度**	**元年度**	**2年度**	**グラフ**
		可燃ごみ搬入量（t）《除去可燃除く》【処理区域内】	46,207.7	46,568.0	45,938.1	図-2
		可燃ごみ搬入量・八王子市拡大区域ごみ（t）【処理区域外】	9,646.6	9,406.1	9,906.6	
		可燃ごみ搬入量・八王子市応援ごみ（t）【処理区域外】	3,703.7	3,221.0	576.2	
		不燃・粗大ごみ搬入量（t）【処理区域内】	4,055.3	4,311.5	4,697.7	図-3
		不燃・粗大ごみ搬入量（t）・八王子市応援ごみ（t）【処理区域外】	173.8	163.8	0.0	
		不燃・粗大ごみ搬入量（t）・町田市応援ごみ（t）【処理区域外】	390.5	0.0	0.0	
		金属・小型家電搬入量（t）【多摩市】	385.2	412.6	468.5	
		受電電力量（kWh）（全体）	596,970	920,640	1,022,532	図-4
		上水使用量（m^3）（全体）	16,609	14,610	14,772	図-5
		井水使用量（m^3）（全体）	22,359	20,248	17,204	図-6
		都市ガス使用量（m^3）（全体:ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ除く）	80,904	111,996	99,573	図-7
処理工程	焼却棟	ごみ焼却量（t）《可燃ごみ+除去可燃》	62,248.9	62,180.6	61,248.1	図-8
		焼却炉運転日数（左軸）	336	325	321	図-9
		内　1炉運転日数（左軸）	333	314	321	
		内　2炉運転日数（右軸）	3	11	0	
		全炉停止日数（右軸）	29	41	44	
		炉の立上・立下回数（右軸）	6	10	8	
		電力使用量（kWh）	10,890,968	10,743,636	10,311,400	図-10
		上水使用量（m^3）	15,187	13,165	13,358	図-11
		井水使用量（m^3）	20,226	18,243	15,094	図-12
		水のリサイクル量（m^3）	6,153.5	5,990.5	5,121.0	図-13
		都市ガス使用量（m^3）	41,437	71,980	57,230	図-14
		消石灰（t）	456.2	392.2	436.4	図-15
		アンモニア水（t）	242.9	255.4	236.9	図-16
		重金属固定剤（t）	29.0	28.2	30.0	図-17
		セメント（t）	41.4	39.0	43.7	図-18
		塩酸（t）	26.1	25.0	22.5	図-19
		苛性ソーダ（t）	41.2	39.8	37.3	図-20
	不燃ごみ・粗大処理棟	ごみ処理量（t）《不燃ごみ＋粗大ごみ＋小型家電》	5,004.8	4,887.9	5,166.2	図-21
		電力使用量（kWh）	1,322,590	1,293,990	1,250,390	図-22
		上水使用量（m^3）	1,422	1,455	1,414	図-23
		井水使用量（m^3）	2,133	2,005	2,110	図-24
		水のリサイクル量（m^3）	2,082.2	2,039.0	2,010.2	図-25
		都市ガス使用量（m^3）	39,467	40,016	42,343	図-26
		塩酸（kg）	300.9	264	277.9	図-27
		苛性ソーダ（kg）	19	0	0	図-28
		栄養剤（kg）	50.3	48.0	24.4	図-29
アウトプット		発電電力量（kWh）（全体）	24,690,840	24,981,900	24,459,390	図-30
		売電電力量（kWh）（全体）	13,074,252	13,864,914	13,920,132	図-31
		場外熱供給量（GJ）（全体）	14,743.3	13,658.0	7,306.2	図-32
		下水放流量（m^3）（全体）	15,520	12,961	11,226	図-33
		不燃残渣[埋立]（t）【処理区域内】	0.0	0.0	0.0	図-34
		有価物等（t）	1,742.3	1,659.9	2,212.3	図-35
		有害性ごみ（kg）	80,120	86,430	91,770	図-36
		エコセメント化、溶融資源化、再生砕石化（t）【処理区域内】	6,572.5	6,469.6	6,512.3	図-37
		エコセメント化（t）【処理区域外】	489.3	253.8	62.9	

（2）-１　インプット（施設全体での入力情報）

図-1　処理区域内人口

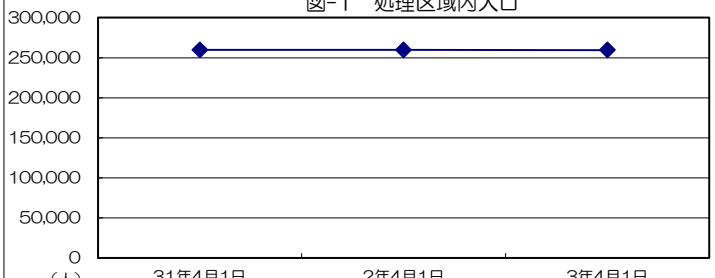

コメント

処理区域は、八王子市、町田市の一部の区域並びに多摩市全域である。また、処理区域内人口は、各年の4月1日の人数である。

処理区域内での各市の内訳（令和3年4月1日現在）
- 八王子市：　99,421人
- 町田市　：　11,813人
- 多摩市　：148,411人

図-2　可燃ごみ搬入量（t）【処理区域内】と【処理区域外】応援ごみ、拡大区域ごみ

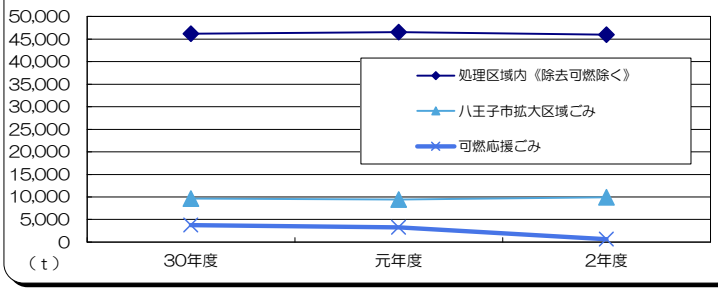

コメント

処理区域内の可燃ごみ搬入量は各構成市のごみ減量化が進み減少傾向にあり、令和２年度は微減となった。

平成30年度及び令和元年度・2年度は八王子市より応援ごみの搬入があった。
平成30年度は可燃ごみピットの火災により、可燃ごみ11.3ｔを構成市の施設で応援処理をお願いした。令和2年度は粗大ピットの火災により、可燃ごみ1.7ｔを構成市の施設で応援処理をお願いした。また、令和元年台風19号に伴う宮城県大崎市の災害廃棄物約480ｔも処理をした。

図-3　不燃・粗大ごみ(t)【処理区域内】【処理区域外】と金属・小型家電(t)【多摩市】

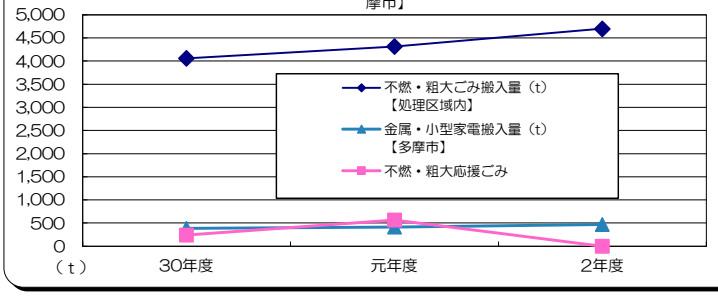

コメント

処理区域内の不燃・粗大ごみ搬入量は各構成市のごみ減量化が進み減少傾向にあったが、平成30年度より増加傾向に転じている。

町田市から平成30年度、八王子市から平成30年度・令和元年度に応援ごみの搬入があった。
平成30年度は、可燃ごみピットの火災により、不燃ごみ0.8ｔを構成市の施設で応援処理をお願いした。令和2年度は粗大ピットの火災により、不燃ごみ37.4ｔを構成市の施設で応援処理をお願いした。

図-4　電力受電量（全体）

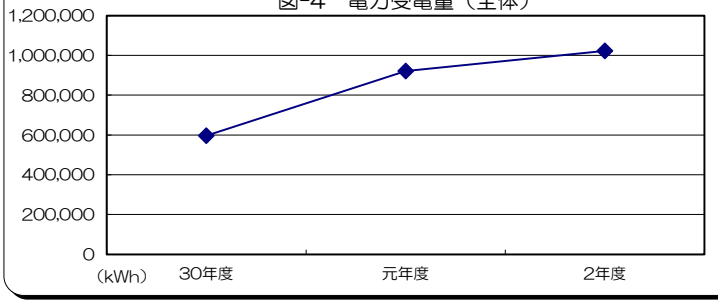

コメント

焼却炉が全炉停止すると発電ができなくなり、受電電力量が増加する。このため、受電電力量の増減は、焼却炉の全炉停止日数の増減と相関関係にある。

	全炉停止日数
平成３０年度：	２９日
令和　元 年度：	４１日
令和　２年度：	４５日

図-5　上水使用量（全体）

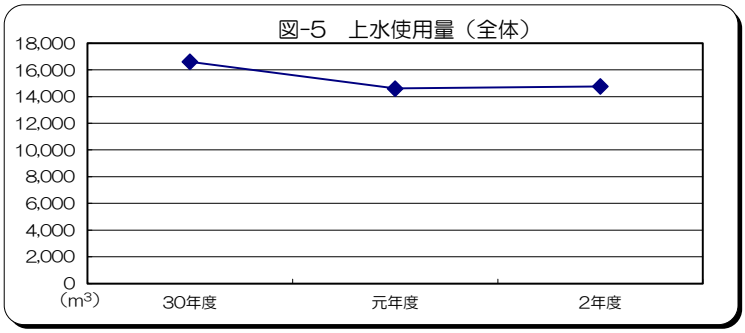

コメント

～～～上水の使用の目的～～～
☆焼却棟:生活用水やボイラ用の純水を作る為等に使用
☆不燃･粗大棟:破砕機の防爆用蒸気を作る為に使用

不燃・粗大棟での上水使用量は、全体の上水使用量の9～１０%程度であり、増減の推移は、焼却棟の使用量増減と相関関係にある。

図-6　井水使用量（全体）

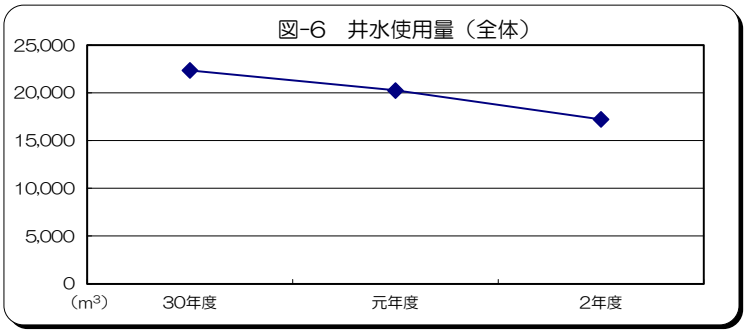

コメント

～～～井水の使用の目的～～～
☆焼却棟:機器の冷却や排ガス温度を下げるのに使用
☆不燃･粗大棟:防塵用散水等に使用

不燃・粗大棟での井水使用量は、全体の井水使用量の10～12%程度であり、増減の推移は、焼却棟の使用量増減と相関関係にある。

図-7　都市ガス使用量（全体:リサイクルセンター除く）

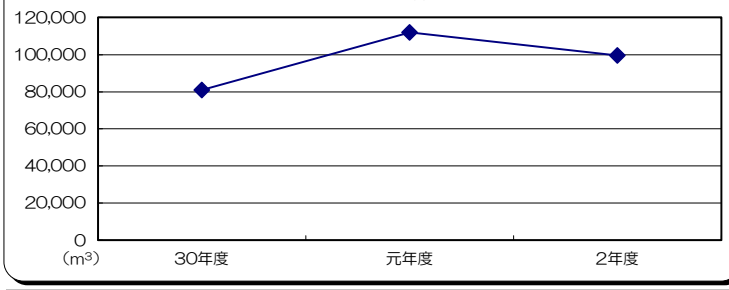

コメント

リサイクルセンターの使用量は除いてグラフ化した。

～～～都市ガスの使用の目的～～～
☆焼却棟:主に炉の立上・立下、炉内温度低下時等に使用
☆不燃･粗大棟:破砕機の防爆用蒸気を作る為に使用

不燃・粗大棟の都市ガス使用量は、不燃・粗大ごみの処理量と相関関係にあるが、焼却棟の都市ガス使用量は、焼却炉の立上、立下回数と相関関係にある。また、都市ガスを多く使用する62時間立上げが、平成29年度は3回、令和元年度は1回あった。

（2）- 2　処理工程（焼却棟）

図-8　ごみ焼却量（可燃ごみ＋除去可燃）

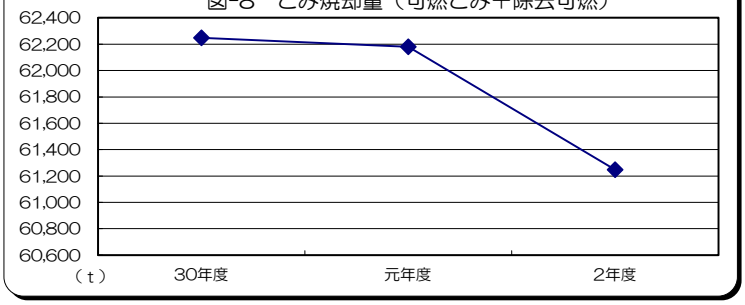

コメント

除去可燃は、不燃・粗大ごみ中の可燃分である。

焼却量は可燃ごみの搬入量の増減に合わせて変動する。

図-9　焼却炉運転日数

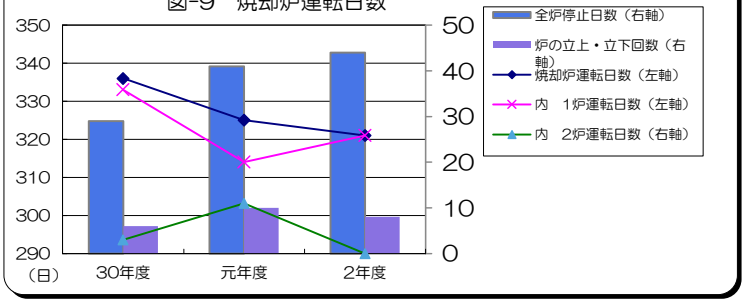

コメント

可燃ごみ搬入量に合わせて、効率の良い焼却炉の運転計画を作成している。

1号炉はなく、2号炉と3号炉による2炉体制である。

焼却炉運転日数…2号炉と3号炉の各炉の運転日数の合計
1炉運転日数…2号炉か3号炉のどちらかが運転している日数
2炉運転日数…2号炉と3号炉両炉が同時に運転している日数
全炉停止日数…2号炉と3号炉両炉が同時に停止している日数
炉の立上・立下回数…焼却炉の稼働や停止の回数

図-10　電力使用量（焼却棟）

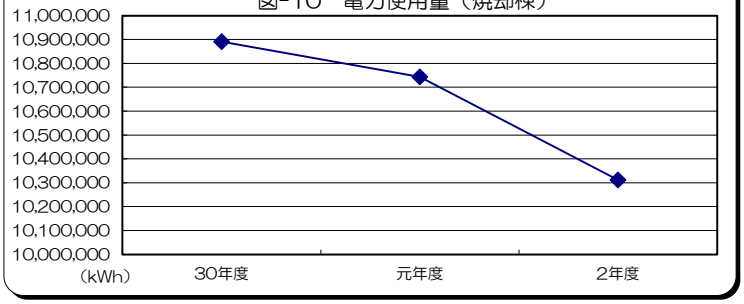

コメント

施設の稼動に電気を使用するため、電力使用量の増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

令和元・2年度は焼却炉の運転日数の減少に伴い、電力使用量が減少した。

図-11　上水使用量（焼却棟）

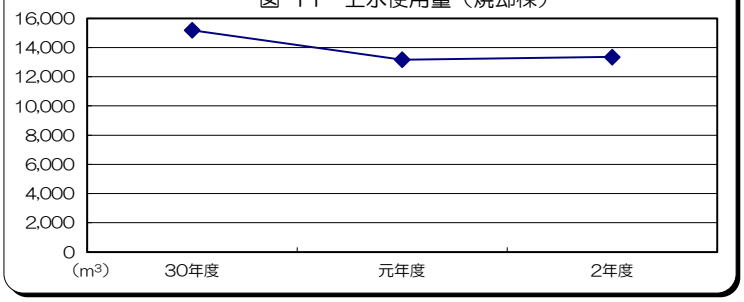

コメント

施設の稼動に上水を使用するため、上水使用量の増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

図-12　井水使用量（焼却棟）

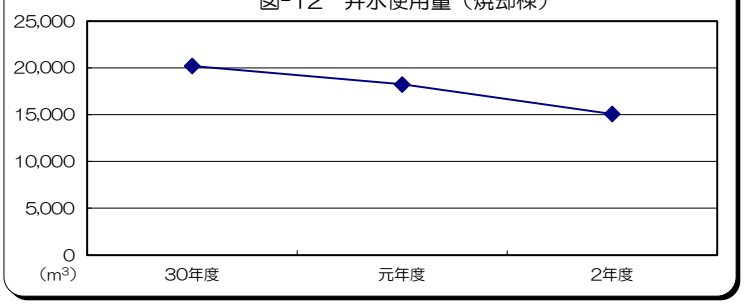

コメント

施設の稼動に井水を使用するため、井水使用量の増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

令和元・2年度は運転日数の減少に伴い使用量が減少した。

【水のリサイクルについて】

多摩清掃工場の焼却棟には、「よごれた水」を薬品で「きれいな水」に処理する設備があります。
薬品で無機物（浮遊物）を沈殿させます。この沈殿物は、汚泥として焼却処理します。また、上澄の「きれいな水」は、工場でリサイクルします。
このように「よごれた水」を「きれいな水」に処理して、工場内で、リサイクルするシステムをクローズドシステムといいます。大切な資源である「水」を効率良く使用することで、水の節減を図り、排水量を減少させることは、とても重要なことです。また排水を外部に出さないことで、環境保護にも大きく役立っています。

図-13　水のリサイクル量（焼却棟）

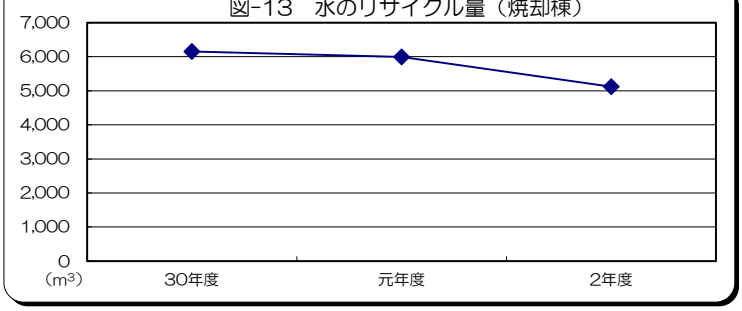

コメント

リサイクルした水は減温水として使用するため、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

減温水：バグフィルターが熱で傷まないようにしたり、ダイオキシン類が再合成する温度域（300度程度）にならないように排ガス温度を下げるために使用する水。

図-14　都市ガス使用量（焼却棟）

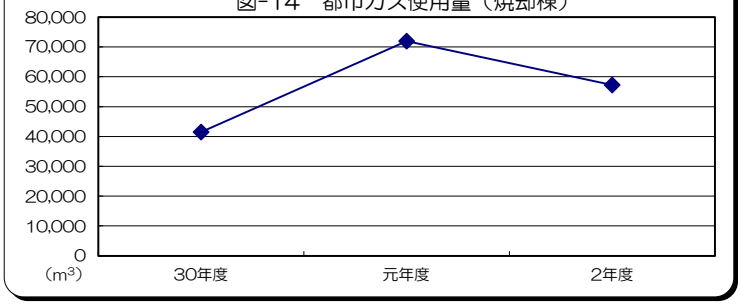

コメント

都市ガスは、炉の立上・立下時、炉内の温度低下時等に使用する。このため、使用量は、炉の立上・立下回数の増減と相関関係にある。立上下の回数は、平成30年度６回、令和元年度１０回、令和２年度８回である。。

図-15　消石灰使用量（焼却棟）

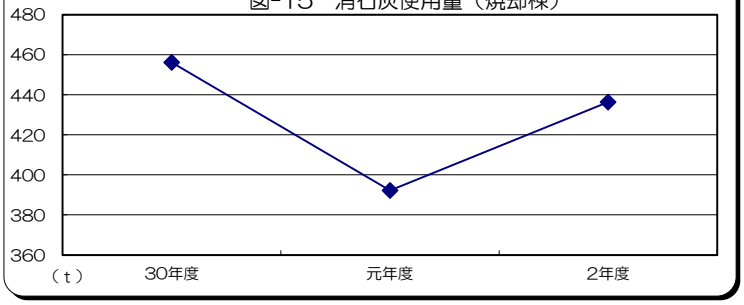

コメント

消石灰は、排ガス中の塩化水素や硫黄酸化物等の酸性ガスを除去する目的で使用する。

使用量は焼却量の増減と相関関係にある。平成３０年度～令和２年度の原単位（ごみ1t当たりに使用する量）は、7.33、6.31、7.12kg/tである。令和元年度は最適な消石灰の選定、吹込み制御の改善検討及びごみ中の合成樹脂類割合の減少により使用量が減少した。令和元年度に行った吹込み制御の改善は３号炉のみで、令和２年度は元年度と比較して3号炉の運転日数（R元度:2号炉146日/3号炉190日、R2年度:2号炉193日/3号炉127日）が少なかったため、使用量が増加した。

図-16　アンモニア水使用量（焼却棟）

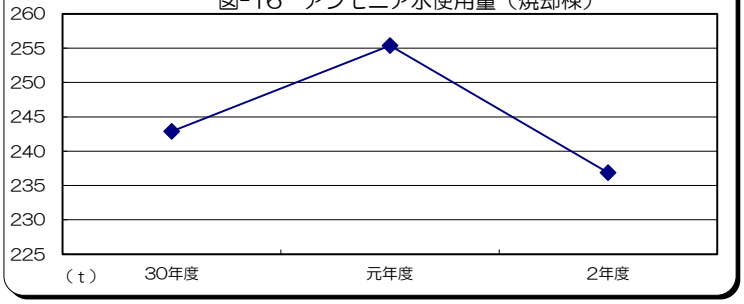

コメント

アンモニア水は、排ガス中の窒素酸化物を除去する目的で、焼却炉内および煙道に使用する。

このため、使用量は焼却量の増減と相関関係にあるが、平成30年度～令和2年度の原単位（ごみ1t当たりに使用する量）は、3.90、4.11、3.87kg/tであった。
令和2年度は使用量の多い炉内噴霧量の改善を図ったことにより使用量が減少した。

図-17　重金属固定剤使用量（焼却棟）

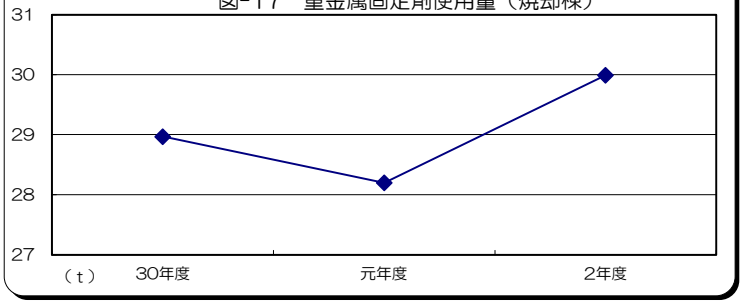

コメント

排ガス中の飛灰を捕集し、重金属等（鉛等）が溶出しないように薬剤で固定する。

令和2年度は、飛灰に含まれる消石灰の使用量が多かったため使用量が増加した。

図-18　セメント使用量（焼却棟）

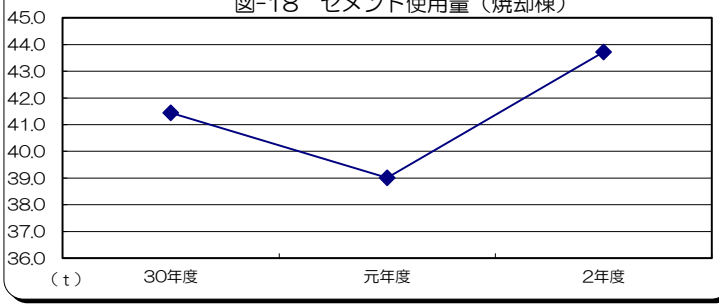

コメント

排ガス中の飛灰を捕集し、重金属等（鉛等）が溶出しないように、セメントで固定する。

令和2年度は、飛灰に含まれる消石灰の使用量が多かったため使用量が増加した。

図-19　塩酸使用量（焼却棟）

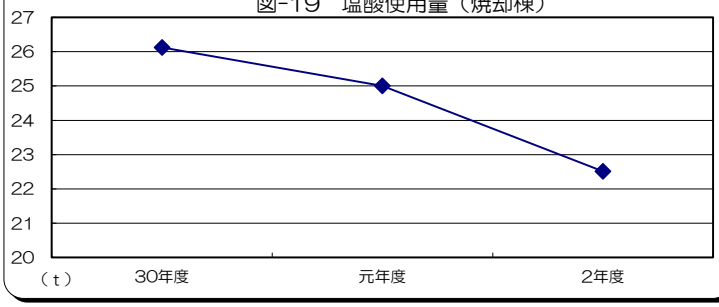

コメント

「よごれた水」をリサイクルするために、汚水処理設備のpH調整に使用したり、焼却炉のボイラ設備で使用する「とてもきれいな水（純水）」を作るための樹脂洗浄に使用する。

令和元・2年度は焼却量の減少に伴い、使用量が減少した。

図-20　苛性ソーダ使用量（焼却棟）

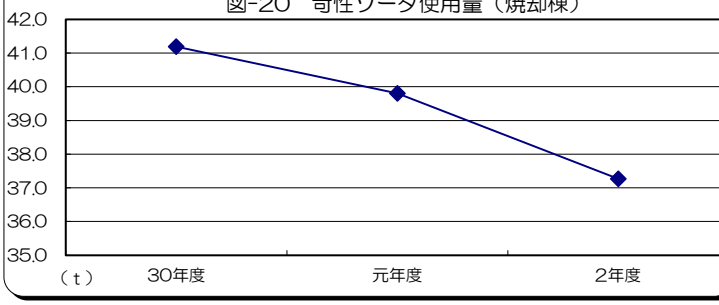

コメント

「よごれた水」をリサイクルするために、汚水処理設備のpH調整に使用したり、焼却炉のボイラ設備で使用する「とてもきれいな水」を作るための樹脂洗浄に使用する。

令和元・2年度は焼却量の減少に伴い、使用量が減少した。

（2）-３　処理工程（不燃・粗大ごみ処理棟）

図-21　ごみ処理量（不燃ごみ＋粗大ごみ＋小型家電）

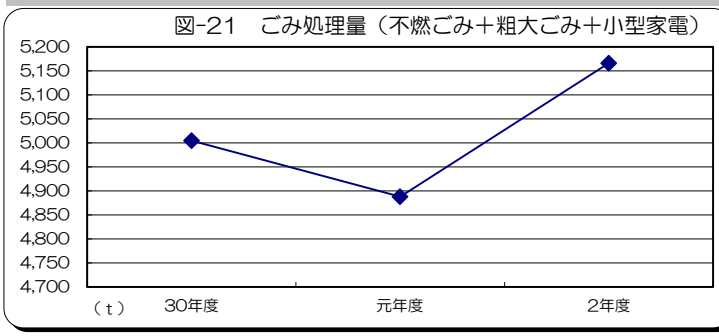

コメント

令和2年度は不燃ごみ及び粗大ごみ、小型家電の搬入量が増加し、処理量も増加した。

図-22　電力使用量（不燃・粗大ごみ処理棟）

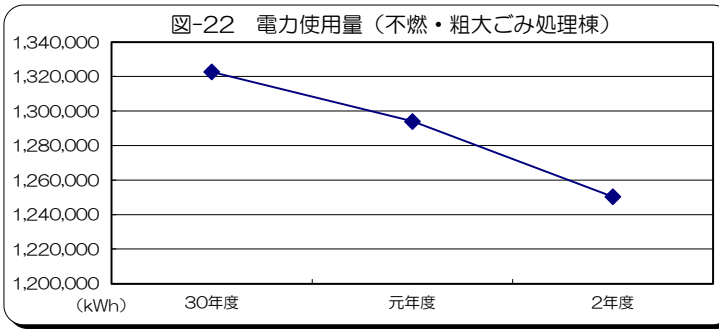

コメント

不燃ごみ、粗大ごみ及び小型家電の処理量と相関関係にある。

令和2年度はLED照明化工事及び空調設備の更新工事を実施したため、使用量が減少した。

図-23　上水使用量（不燃・粗大ごみ処理棟）

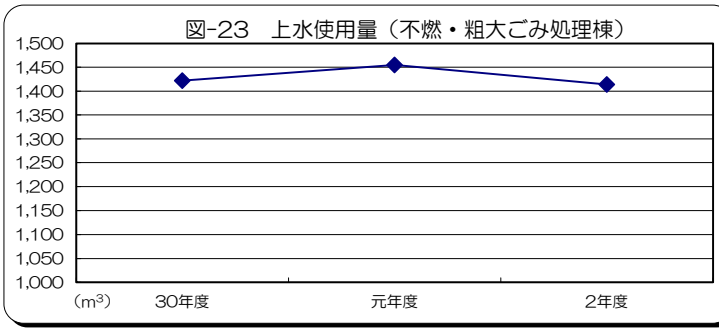

コメント

上水は、防爆用（不燃・粗大ごみ等を破砕する際、事故による爆発を防ぐために、酸素濃度を下げる目的で蒸気を使用）の蒸気を作るために使用する。

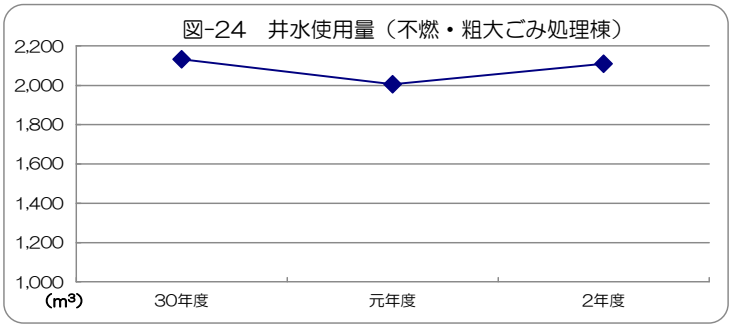

コメント

井水は主に清掃に使用されています。井水使用量は大きな変動はありません。

【水のリサイクルについて】

多摩清掃工場の不燃・粗大ごみ処理棟には、「よごれた水」を微生物の力で「きれいな水」に処理する設備があります。

微生物の力で処理する設備は、微生物が有機物を食べて（*BOD・**CODを低くする）繁殖し、「汚泥」（微生物のかたまり）となります。この水をろ過し、「かたまり」と「きれいな水」に分離します。この「かたまり」は汚泥として焼却処理し、「きれいな水」は、工場でリサイクルします。

このように「よごれた水」を「きれいな水」に処理して、工場内で、リサイクルするシステムをクローズドシステムといいます。大切な資源である「水」を効率良く使用することで、水の節減を図り、排水量を減少させることは、とても重要なことです。また排水を外部に出さないことで、環境保護にも大きく役立っています。

*BOD・・・生物化学的酸素要求量といいます。微生物が「よごれ」（有機物）を食べるために使った酸素の量を表します。
「よごれ」の目安で、高いほどよごれています。
**COD・・・化学的酸素要求量といいます。微生物のかわりに薬品を使って水の中の酸素の使われる量を表します。

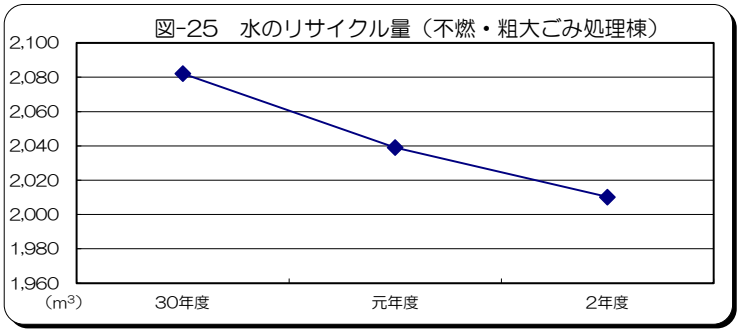

コメント

リサイクルした水は、主に施設内の床等の清掃に使用する。

令和元・2年度は「よごれた水」の量が減少したため、リサイクル量が減少した。

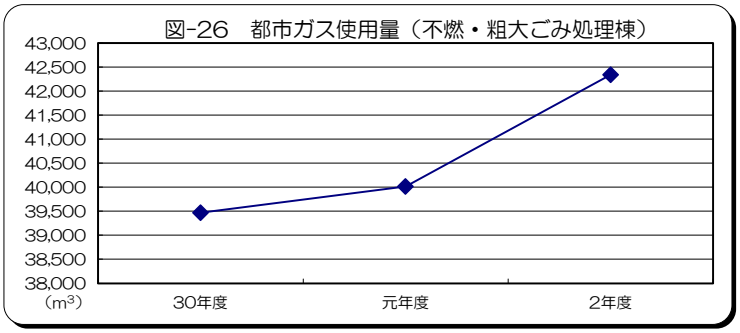

コメント

都市ガスは、防爆用（不燃・粗大ごみ等を破砕する際、事故による爆発を防ぐために、酸素濃度を下げる目的で蒸気を使用）の蒸気を作るために使用する。

令和2年度は粗大ごみ破砕処理量が増加したため、使用量が増加した。

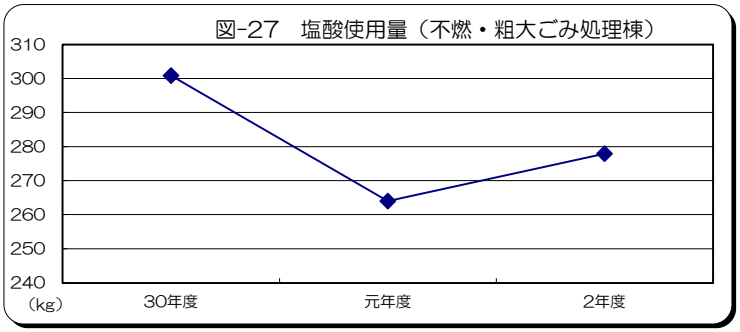

コメント

「よごれた水」をリサイクルするため、汚水処理設備のpH調整に使用する。

平成30年度は処理水のｐH調整のために使用した。

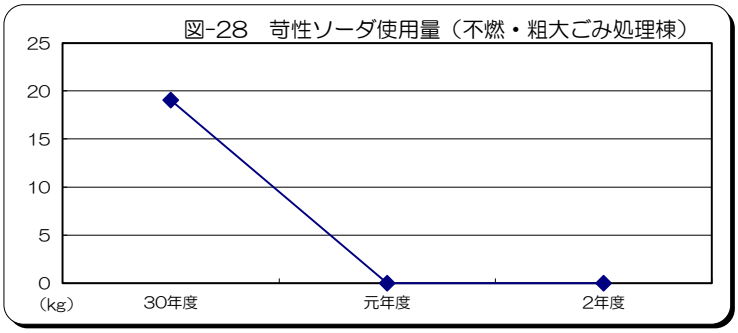

コメント

「よごれた水」をリサイクルするため、汚水処理設備のpH調整に使用する。

平成30年度は処理水のｐH調整のために使用した。

図-29　栄養剤使用量（不燃・粗大ごみ処理棟）

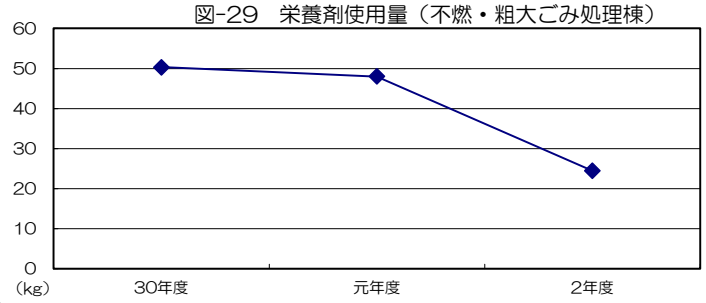

コメント

栄養剤は、「よごれた水」を処理する微生物の食料として使用する。

令和元・2年度は「よごれた水」の量が減少し、きれいな水（リサイクルした水）にするために必要な栄養剤の使用量が減少した。

（2）- 4　アウトプット（施設全体での出力情報）

図-30　発電電力量（全体）

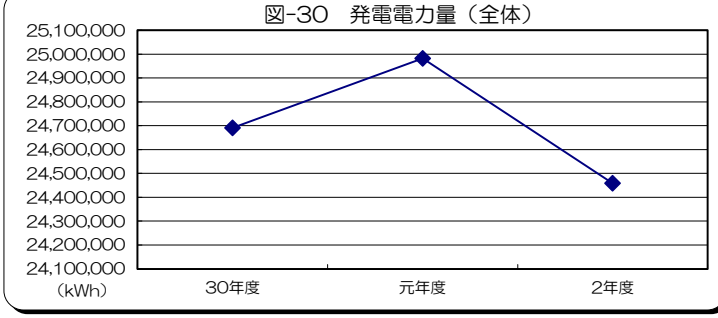

コメント

ごみを焼却した熱を利用して発電するため、発電電力量は、炉の運転日数の増減と似た傾向を示す。

令和2年度は、焼却炉の運転日数の減少に伴い、発電電力量が減少した。

図-31　売電電力量（全体）

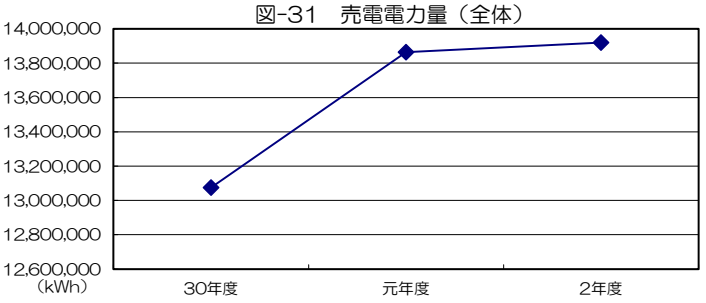

コメント

売電電力量＝受電電力量＋発電電力量－使用電力量

令和2年度はLED照明工事や、空調設備の更新により、建築照明、建築動力（400V）の消費電力が抑えられたことで、所内電力量が減少し、売電電力量が微増した。

図-32　場外熱供給量（全体）

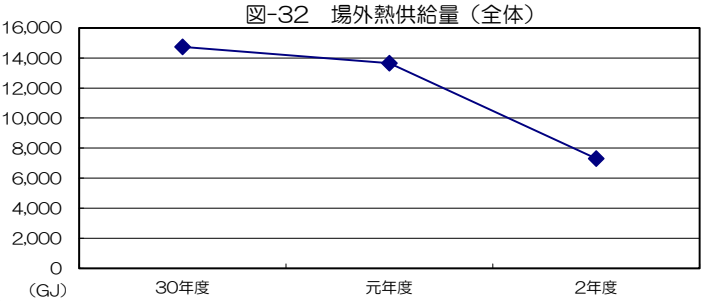

コメント

ごみを焼却した熱を利用して余熱供給するため、余熱供給量は、炉の運転日数や供給先の余熱必要量の影響を受ける。

令和2年度は焼却炉の運転日数が減少したこと及び設備の改修工事によるアクアブルーの営業休止もあり供給量が減少した。

図-33　下水放流量（全体）

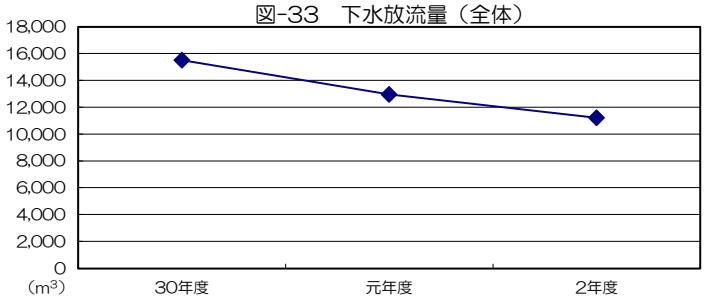

コメント

焼却炉稼働日数により増減する。

令和元・2年度は、焼却炉の運転日数の減少に伴い、放流量が減少した。

図-34不燃残渣（埋立）

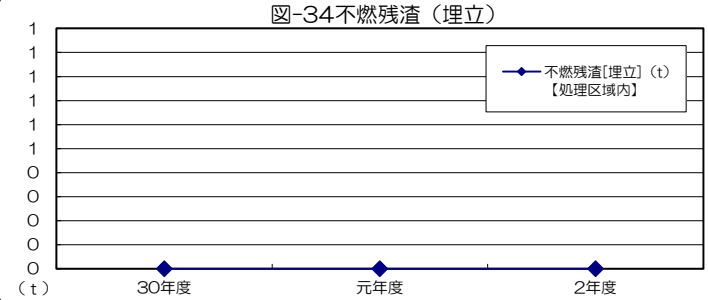

コメント

不燃残渣とは、不燃・粗大ごみ処理棟から発生した残渣で、東京たま広域資源循環組合の最終処分場での埋立量である。

平成27年度から不燃残渣の資源化を開始したため、埋立はしていない。

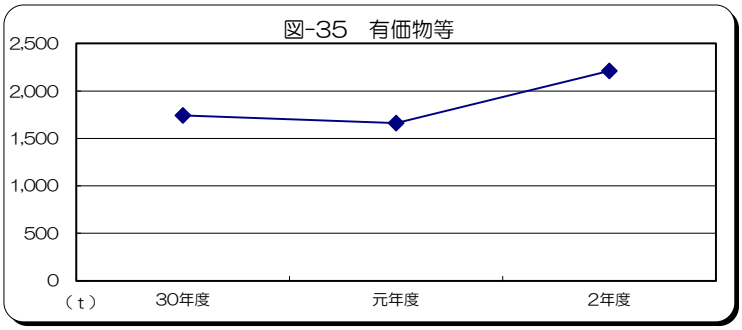

コメント

有価物等とは、主に不燃・粗大ごみの中から得られる資源物で鉄類、アルミ類、非磁性物、落人灰、自転車、小型家電等の合計である。

令和2年度は落じん灰の搬出が大きく増加した。

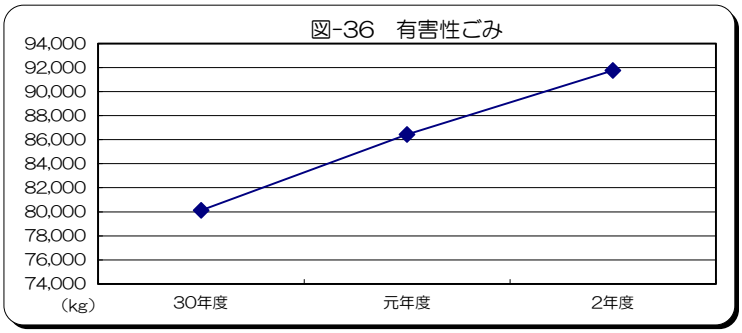

コメント

ここでの有害性ごみとは、乾電池と蛍光管の搬出量の合計である。有害ごみは、専門業者に委託して適正に処理・再資源化している。また、不燃ごみの中に誤って混入された有害ごみについても、手選別により取り出し、同様に適正処理している。

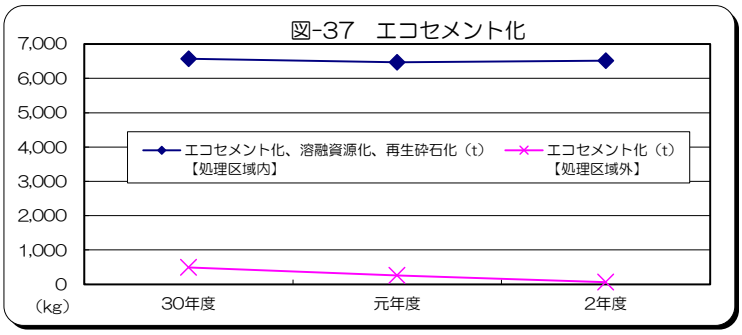

コメント

エコセメントとは、ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントである。
焼却灰は、セメントに必要な成分を多く含んでいるので、原料として利用できる。
平成19年度より、多摩清掃工場の焼却灰は、東京たま広域資源循環組合にて全量エコセメント化している。

【水のリサイクル】

薬品で「きれいな水」に処理する設備

微生物の力で「きれいな水」に処理する設備

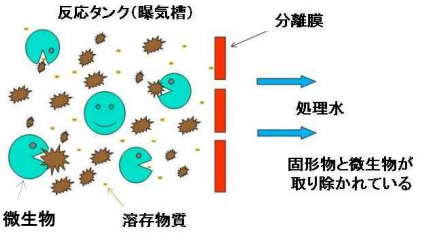

3．環境対策

PRTR

（化学物質排出移動量届出制度：有害性のある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれた移動量を把握し、公表する制度）

多摩清掃工場の1年間のダイオキシン類排出量は、煙突から0.13mg-TEQでした。移動量は、下水が0.0026mg - TEQ、灰等が480mg - TEQでした。（TEQ：毒性等量）

第1種指定化学物質の名称		ダイオキシン類	単位
第1種指定化学物質の号番号		243	mg-TEQ（ダイオキシン類の場合）
排出量	イ．大気への排出	0.13	
	ロ．公共用水域への排出	0.0	排出先の河川、湖沼、海域等の名称〔なし〕
	ハ．当該事業所における土壌への排出（ニ以外）	0.0	なし
	ニ．当該事業所における埋立処分	0.0	埋立処分を行う場所（該当するものに○をすること）該当なし　1.安定型 2.管理型 3.遮断型
移動量	イ．下水道への移動	0.0026	移動先の下水道終末処理施設の名称〔南多摩水再生センター〕
	ロ．当該事業所の外への移動（イ以外）	480	

（1）排ガス濃度

年度	測定日	号炉	ばいじん 濃度	ばいじん 規制基準値	硫黄酸化物 排出量	硫黄酸化物 規制基準値	窒素酸化物 濃度	窒素酸化物 規制基準値	塩化水素 濃度	塩化水素 規制基準値	水銀 濃度	水銀 規制基準値
			g／m³N		m³N／h		ppm	ppm	ppm		μg/m³N	
30	H30.5.21	3	<0.001	0.08	0.41	90.9	31	250	17	430	23	50
	H30.7.11	2	<0.001		0.43	90.9	37		23		4.3	
	H30.9.18	2	<0.001		0.39	90.9	35		18		17	
	H30.11.12	3	<0.001		0.3	90.9	31		15		15	
	H31.1.16	3	<0.001		0.25	90.9	46		15		38	
	H31.3.1	2	<0.001		0.22	92.4	30		12		20	
元	R1.5.20	3	<0.001		0.45	89.4	40		14		32※	50
	R1.7.23	2	<0.001		0.28	90.9	42		14		18	
	R1.9.24	2	<0.001		0.41	90.9	17		17		4.9	
	R1.11.18	3	<0.001		0.30	87.9	51		15		8.9	
	R2.1.10	3	<0.001		0.40	89.4	53		24		16	
	R2.3.2	2	<0.001		0.23	90.9	44		9		29	
2	R2.5.18	3	<0.001		0.50	90.9	27		17		15	50
	R2.7.14	2	<0.001		0.43	92.4	44		20		11	
	R2.9.14	2	<0.001		0.19	93.9	26		13		16	
	R2.11.5	2	<0.001		0.14	93.9	50		15		11	
	R3.1.13	2	<0.001		0.20	95.5	44		13		23	
	R3.3.4	3	<0.001		0.42	90.9	47		19		24	

※は評価値

評価値とは定期測定において排出基準値（50μg/m³N）を超えた場合に実施する再測定結果３回を含み、最大値及び最小値を除く全ての結果の平均値

（2）　臭気調査結果

悪臭防止法及び東京都環境確保条例に基づき、多摩清掃工場の敷地境界での臭気指数を調査した結果です。

①臭気指数

年度	測定日	区分	測定場所				規制基準
			P-1	P-2	P-3	P-4	
2	R2.5.18	朝	<10	<10	<10	<10	12
		昼	<10	<10	<10	<10	
		夕	<10	<10	<10	<10	
		朝	放流下水		26		28
元	R1.5.20	朝	<10	<10	<10	<10	12
		昼	<10	<10	<10	<10	
		夕	<10	<10	<10	<10	
		朝	放流下水		20		28
30	H30.5.12	朝	<10	<10	<10	<10	12
		昼	<10	<10	<10	<10	
		夕	<10	<10	<10	<10	
		朝	放流下水		24		28

②臭気排出強度

年度	測定日	測定点	臭気指数	臭気排出強度	許容臭気排出強度
				m^3_N/min	m^3_N/min
2	R2.5.18	1号煙突	16	0.45×10^5	0.27×10^8
	R2.7.14	2号煙突	20	0.68×10^5	1.1×10^8
	R2.5.18	3号煙突	27	0.31×10^6	1.0×10^8
元	R1.5.20	1号煙突	15	0.36×10^5	0.27×10^8
	R1.7.23	2号煙突	27	0.32×10^6	1.0×10^8
	R1.5.20	3号煙突	20	0.60×10^6	0.92×10^8
30	H30.5.21	1号煙突	19	0.77×10^5	0.25×10^8
	H30.7.11	2号煙突	32	0.11×10^7	1.1×10^8
	H30.5.21	3号煙突	26	0.26×10^6	0.11×10^9

臭気調査地点

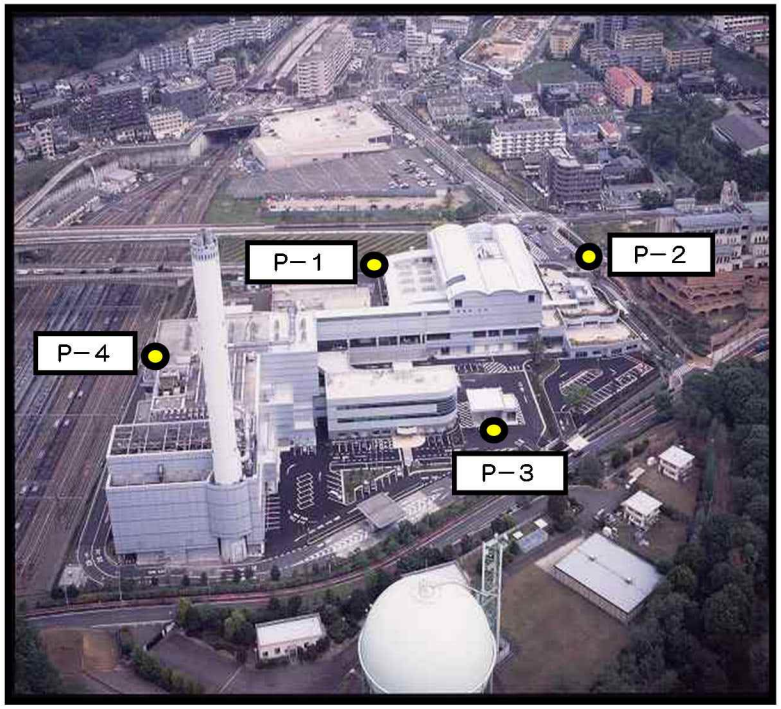

臭気対策：ごみ焼却施設の開口部分を少なくし、臭気が外部に漏れることのないように努めています。
ごみピット内の空気は常に強制吸引し、ごみピット内を負圧に保つように努めています。また、ごみピット内の空気は燃焼用空気として焼却炉で燃焼・分解することで臭気の流出防止に努めています。定期点検整備等による焼却炉停止時には、脱臭装置でごみピット内の空気を処理し臭気を除去しています。この際、ごみピット内の空気は常に脱臭装置に吸引され、ごみピット内を負圧に保つことで臭気が外部に漏れることのないように努めています。プラットホームの出入口にエアーカーテンを設置しています。

1号煙突は不燃粗大ごみ処理施設の空気を脱臭して排出しています。2、3号煙突は焼却炉の排ガスを排出しています。

（3）　騒音・振動調査結果

騒音規制法・振動規制法及び東京都環境確保条例に基づき、多摩清掃工場の敷地境界での騒音・振動調査をした結果です。

①騒音調査　　単位：dB

年度	測定日	時間区分		調査地点				
				N-1	N-2	N-3	N-4	N-5
2	R2.6.11～12	8:00～20:00	工場騒音	60	59	59	56	60
			規制基準	60				
		20:00～23:00	工場騒音	54	49	48	54	50
			規制基準	55				
		23:00～6:00	工場騒音	45	43	45	50	46
			規制基準	50				
		6:00～8:00	工場騒音	51	49	47	52	55
			規制基準	55				
元	R1.6.13～14	8:00～20:00	工場騒音	57	57	60	53	60
			規制基準	60				
		20:00～23:00	工場騒音	49	50	47	47	47
			規制基準	55				
		23:00～6:00	工場騒音	40	43	45	46	48
			規制基準	50				
		6:00～8:00	工場騒音	53	48	44	48	51
			規制基準	55				
30	H30.6.14～15	8:00～20:00	工場騒音	60	54	57	49	58
			規制基準	60				
		20:00～23:00	工場騒音	47	49	43	47	50
			規制基準	55				
		23:00～6:00	工場騒音	40	42	42	45	45
			規制基準	50				
		6:00～8:00	工場騒音	48	46	42	44	48
			規制基準	55				

騒音対策：騒音の発生源となる機器（空気圧縮機）に防音材（ウレタン素材：20mm）を施し、騒音レベルの低減を図っています。騒音減となる機器は建物内に配置し、騒音が外部に漏洩しないように配慮し、また、防音効果を高めるために壁面に防音材（グラスウール：50mm）を施しています（機械選別室）。

②振動調査　　単位：dB

年度	測定日	時間区分		調査地点				
				N-1	N-2	N-3	N-4	N-5
2	R2.6.11～12	8:00～20:00	工場振動	40	35	35	37	<30
			規制基準	65				
		20:00～8:00	工場振動	<30	<30	33	35	<30
			規制基準	60				
元	R1.6.13～14	8:00～20:00	工場振動	43	32	38	33	<30
			規制基準	65				
		20:00～8:00	工場振動	32	<30	36	32	<30
			規制基準	60				
30	H30.6.14～15	8:00～20:00	工場振動	33	39	37	40	48
			規制基準	65				
		20:00～8:00	工場振動	32	31	35	34	46
			規制基準	60				

振動対策：振動の発生源となる機器（破砕機）に防振装置を施し、振動レベルの低減を図っています。また、機器の土台となる基礎は独立したものを施しました。また、振動源となる機器は建物内に配置し、振動が外部に漏れないように配慮しました。

騒音・振動調査地点

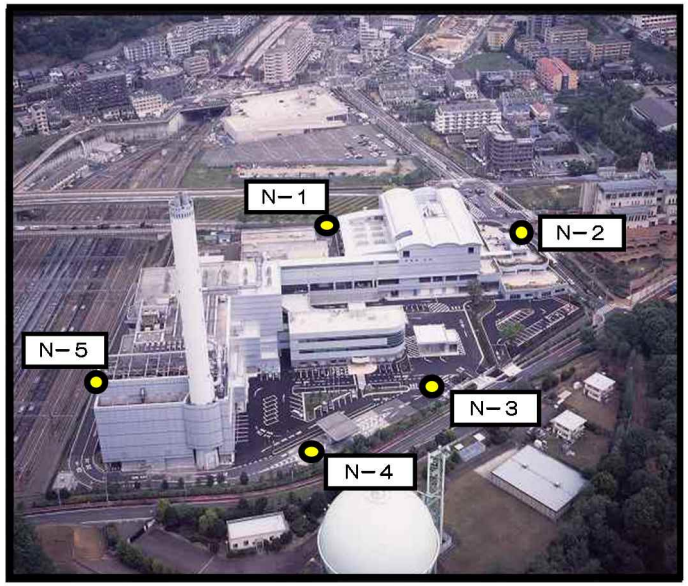

（４）工場より排出されるダイオキシン類

単位：ng-TEQ/m^3_N

排ガス中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 規制値：１	年度	平成３０年度				令和元年度				令和２年度			
	測定日	H30.4.25	H30.7.12	H30.10.15	H31.1.15	H31.4.5	R1.7.22	R1.10.21	R2.1.14	R2.4.27	R2.7.13	R2.10.1	R3.1.12
	2号炉	休炉中	0.00061	0.0038	休炉中	0.0015	0.0019	休炉中	休炉中	休炉中	0.0015	0.000042	0.000042
	3号炉	0.00023	休炉中	休炉中	0.0036	休炉中	休炉中	0.0015	0.000041	0.000042	休炉中	休炉中	休炉中

単位：ng-TEQ/g

焼却灰中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 規制値：３	年度	平成３０年度				令和元年度				令和２年度			
	測定日	H30.4.25	H30.7.12	H30.10.15	H31.1.15	H31.4.5	R1.7.22	R1.10.21	R2.1.14	R2.4.27	R2.7.13	R2.10.1	R3.1.12
	2号炉	休炉中	0.0071	0.011	休炉中	0.0053	0.0044	休炉中	休炉中	休炉中	0.011	0.0065	0.0018
	3号炉	0.0070	休炉中	休炉中	0.019	休炉中	休炉中	0.0034	0.011	0.0080	休炉中	休炉中	休炉中

単位：pg-TEQ/L

放流下水中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 規制値：１０	年度	平成３０年度				令和元年度				令和２年度			
	測定日	H30.4.25	H30.7.12	H30.10.15	H31.1.15	H31.4.5	R1.7.22	R1.10.21	R2.1.14	R2.4.27	R2.7.13	R2.10.1	R3.1.12
	最終放流下桝	0.023	0.44	0.039	0.59	0.11	0.19	0.069	0.00020	0.0035	0.0087	0.042	0.88

排ガス
規制値1ng-TEQ/m^3_Nの
1/10を大きく下回る

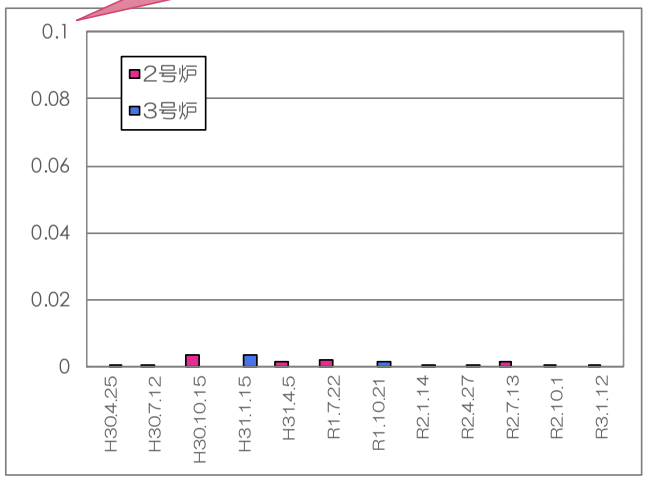

焼却灰
規制値3ng-TEQ/gの
1/10を大きく下回る

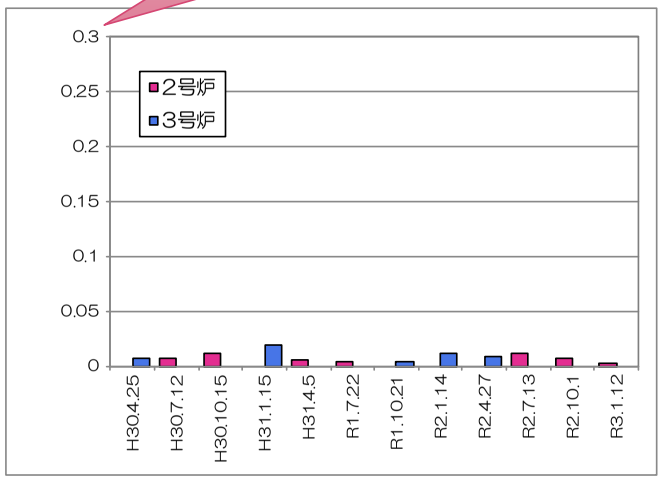

下水放流水
規制値10pg-TEQ/Lの
1/10を下回る

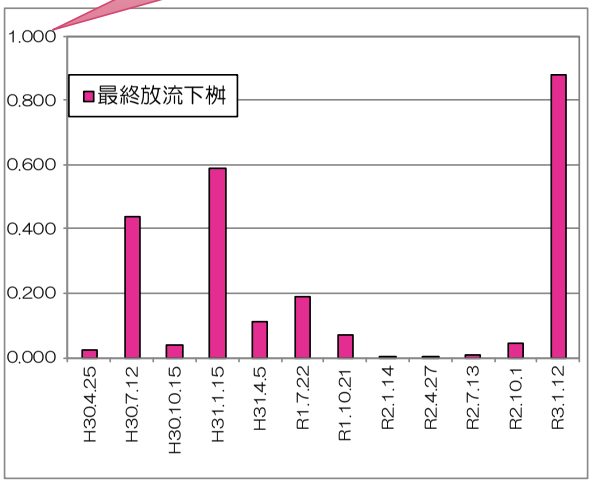

排ガスの排出経路でのダイオキシン類測定結果と除去率

排ガスに含まれるダイオキシン類の除去効果から、設備の健全性を確認するため、各排ガス処理設備の前後で同時に測定し、ダイオキシン類の除去率を算出しています。

排ガスの流れ

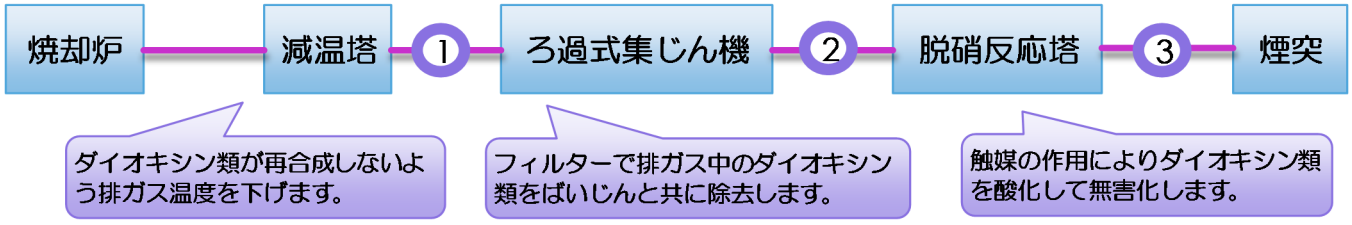

○・・・測定地点

単位：ng-TEQ/m^3_N

測定炉	測定日	① 減温塔出口	② ろ過式集じん機出口	③ 脱硝反応塔出口
2号炉	R2.7.13	0.36	0.011	0.0015
	除去率（%）	—	96.9%	86.4%
	R2.10.1	0.23	0.0020	0.000042
	除去率（%）	—	99.1%	97.9%
	R3.1.12	0.21	0.0030	0.000042
	除去率（%）	—	98.6%	98.6%
3号炉	R2.4.27	0.15	0.024	0.000042
	除去率（%）	—	84.0%	99.8%

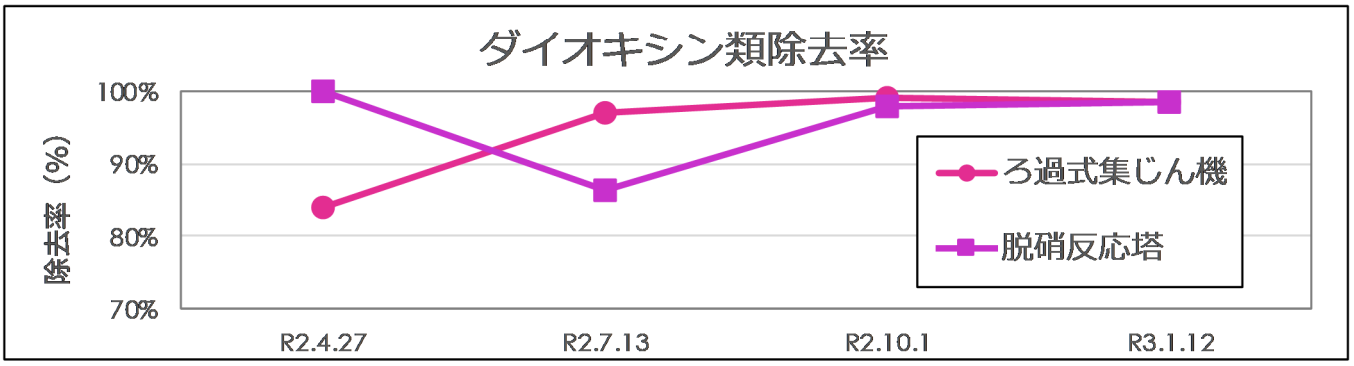

～　測定結果のコメント　～

法令に基づいて工場から排出されるばい煙やダイオキシン類等の濃度等を測定しています。測定の結果は、いずれも法令の基準値やそれよりも低いISO14001で設定した自主規制運用値を下回っており、良好な運転管理を行っています。

（5）大気中のダイオキシン類・SPM（浮遊粒子状物質）

単位：ダイオキシン類　pg-TEQ/m^3
S P M　mg/m^3

年度	調査名等		調査地点								環境基準
			からきだの道		中坂公園		小山田緑地		別所公園		
			ダイオキシン類	SPM	ダイオキシン類	SPM	ダイオキシン類	SPM	ダイオキシン類	SPM	
平成30年度	稼動時	夏期調査（7/6～13）	0.021	0.016	0.017	0.020	0.017	0.020	0.021	0.019	ダイオキシン類 0.6以下 SPM 0.1以下（1時間値の一日平均） 0.2以下（1時間値）
		冬期調査（1/10～17）	0.0097	0.013	0.012	0.016	0.017	0.019	0.0097	0.018	
	年平均値（稼動時）		**0.015**	**0.015**	**0.015**	**0.018**	**0.017**	**0.020**	**0.015**	**0.019**	
	停止時調査（1/21～28）		0.0087	0.010	0.0090	0.010	0.015	0.014	0.014	0.012	
令和元年度	稼動時	夏期調査（7/18～25）	0.020	0.022	0.022	0.025	0.017	0.027	0.023	0.023	
		冬期調査（1/6～13）	0.020	0.019	0.023	0.016	0.021	0.015	0.020	0.013	
	年平均値（稼動時）		**0.020**	**0.021**	**0.023**	**0.021**	**0.019**	**0.021**	**0.022**	**0.018**	
	焼却炉停止時調査（1/15～22）		0.022	0.016	0.020	0.013	0.028	0.011	0.024	0.009	
令和2年度	稼動時	夏期調査（7/9～16）	0.011	0.018	0.0099	0.016	0.0099	0.014	0.011	0.013	
		冬期調査（1/6～13）	0.030	0.014	0.032	0.012	0.029	0.010	0.031	0.015	
	年平均値（稼動時）		**0.021**	**0.016**	**0.021**	**0.014**	**0.019**	**0.012**	**0.021**	**0.014**	
	焼却炉停止時調査（1/18～25）		0.029	0.018	0.029	0.017	0.029	0.015	0.028	0.019	

参考資料（年４回測定の平均値）

年度	単位	八王子市片倉町局	町田市能ヶ谷町局
平成30年度	pg-TEQ/m^3	0.014	0.020
令和元年度		0.016	0.012
令和2年度		0.013	0.011

左表は、東京都環境局ホームページより一部抜粋したものです。また、抜粋箇所は、構成市内の測定結果です。

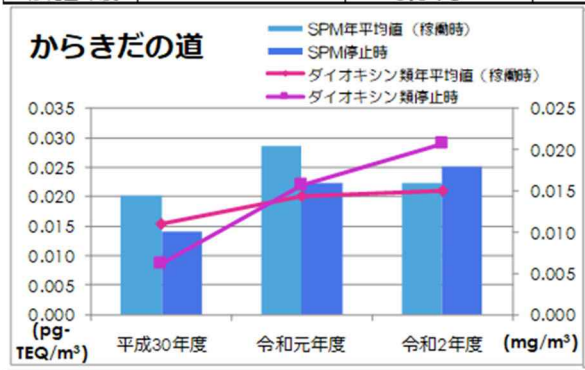

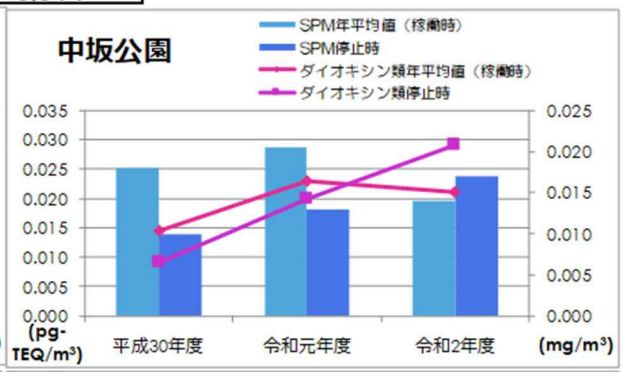

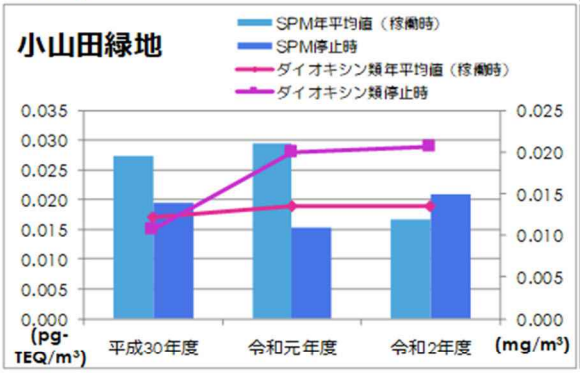

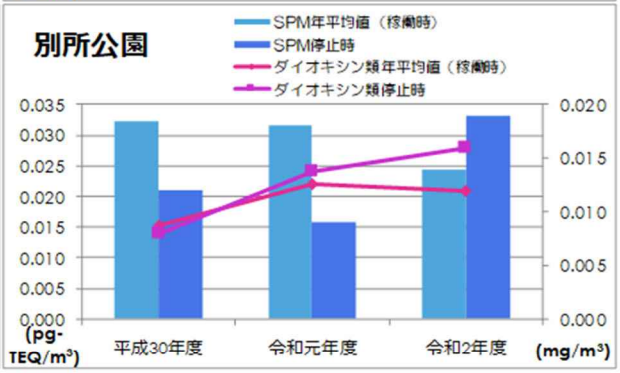

コメント
平成14年12月1日の『ダイオキシン類対策特別措置法』の施行を境に、排出基準が厳しくなり大気中のダイオキシン類濃度は大幅に減少した。また、都内の環境大気中のダイオキシン類調査結果（令和2年度）と比較したところ、当工場の周辺大気のダイオキシン類濃度は高い傾向にあったが基準を大きく下回った。
今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を15m^{3}体重を50kgと仮定し、大気からのダイオキシン類の暴露量を、令和２年度調査結果の平均値（最大）0.021pg-TEQ/m^{3}を用いて計算すると0.0063pg-TEQ/kg/日となる。これを[1]ダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI）である4pg-TEQ/kg/日と比較すると0.16%の寄与率だった。（[2]令和元年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査結果は、0.46 pgTEQ/kg bw/日であった。）

[1]「ダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI）について」（平成11年6月「環境庁」）
[2]「令和元年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査結果」（令和2年12月22日「医薬生活衛生局　食品監視安全課」）

（6）　地球温暖化防止　CO_2排出量

地球温暖化対策計画書（総量削減義務）の対象外である中小規模事業所を対象に「地球温暖化対策報告書制度」が創設されました。使用するエネルギーが原油換算で年間3,000kL以上で提出することが義務づけられます。 この報告書を任意で提出しています。

1　原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量（令和元年度の状況）

原油換算エネルギー使用量（①=⑭×0.0258）		①	363	kl
二酸化炭素排出量	燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量（②=⑮）	②	710	t
	水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量（③=⑯）	③	9	t
	総　計（④=②+③）	④	719	t
二酸化炭素排出原単位	燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の延床面積当たりの量（⑤=②×1000/事業所等の延床面積）	⑤	20.6	kg-CO_2/m^2

2　二酸化炭素排出量等の内訳

燃料等の種別			推計の使用	単位	使用量 ⑥	係数 ⑦	熱量（GJ） ⑧=(⑥/1000)×⑦	二酸化炭素排出量 排出係数 ⑨	二酸化炭素排出量 排出量※1（t） ⑩=⑧×⑨×44/12
燃料及び熱	都市ガス		□	Nm^3	107,193.8	45.00	4,823.7	0.014	240.5
	その他（ガソリン）		□	L	60.0	34.60	2.1	0.018	0.1
	その他（灯油）		□	L	481.0	36.70	17.7	0.019	1.2
	その他（軽油）		□	L	7,233.0	37.70	272.7	0.019	18.7
	その他（）		□		0.0				
電気	一般電気事業者からの買電	昼間（8時～22時）	□	kWh	0.0	9.97	0.0	0.489	0.0
		夜間（22時～翌日8時）	□	kWh	0.0	9.28	0.0	0.489	0.0
	その他の買電（昼夜間不明の場合を含む。）		□	kWh	920,640.0	9.76	8,985.4	0.489	450.2
規則第5条の17第3項の場合のみなし値※2				kWh	⑫ 0.0	9.76	⑪ 0.0	0.489	⑬ 0.0
合　計							14101.6		710.8
その他	水道及び工業用水道		□	m^3	14,610.0			0.251	3.7
	公共下水道		□	m^3	12,961.0			0.439	5.7
合　計									9.4

※1　電気の使用、水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水に伴う二酸化炭素排出量は、⑩=(⑥/1,000)×⑨とする。

※2 ⑪=(都が指定する原単位×延床面積×事業所等の総稼働時間)/1,000

⑫=(⑪/電気のその他の買電（昼夜間不明の場合を含む。）の係数)×1,000　⑬=(⑫/1,000)×⑨とする。

3　地球温暖化対策の実施状況

		重点対策		その他対策	
		対策番号	対策名	対策番号	対策名
組織体制の整備		A201	地球温暖化対策の方針等の設定	A202	温暖化対策推進担当の配置
		A205	取組内容や点検体制の定期的改善	A203	具体的な取組目標と内容の設定
		A208	組織横断的な推進体制の整備	A204	取組状況の点検体制の構築
				A206	所内の温室効果ガス排出量を集計
エネルギー等の使用状況の把握		B103	時間的に詳細に把握	B101	自ら入手可能な情報に基づく把握
		B106	過去のデータによる傾向の把握	B104	設備ごとに詳細に把握
		B107	主要設備の使用状況の把握	B105	エネルギー使用量の前年度比較
省エネルギ対策	運用対策	C105	昼休み時の消灯の実施	C101	空室・不在時等のこまめな消灯
		C113	中間期における外気冷房の実施	C106	冷暖房温度を都の推奨値へ変更
		C123	温湿度の適正管理	C107	空調機スイッチに空調範囲を表示
		C115	事務用機器を業務終了時に停止	C108	温度計等による室温の把握と調整
		C114	事務用機器を省エネモードに設定	C109	空室・不在時等の空調停止
		C901	4S（整理・整頓等）の実施	C110	余熱利用による早めの空調停止
		C921	水質に適したブロー量の低減		
	設備保守対策	D201	ランプ等の定期的な清掃・交換	D204	空調フィルターの清掃・点検
		D205	換気フィルターの清掃・点検	D211	ボイラ等の定期点検の実施
		D217	ボイラ等の空気比の調整	D216	その他設備の定期的な保守・点検
	設備導入対策	E203	高効率照明器具の採用（屋内）	E205	照明用人感センサの採用
		E225	蒸気バルブ等の断熱強化	E211	ポンプ・ファンのインバータ制御
		E221	更新に合わせた高効率機器の採用	E235	エレベータのインバータ制御

～温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度について～

令和２年度の温室効果ガス算定排出量：２１，４８１t-CO_2

温室効果ガス：温対法により６種類のガスを温室効果ガスと定め、当工場の義務対象は、3,000t 以上の CO_2・CH_4・N_2O となります。

（7）PCB の保管

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第８条の規定に基き、平成 29年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分の状況等を届出しています。

◆ 当工場は、平成２９年１１月に安定器とコンデンサ合わせて２０１台を適正に処理し、現在保管はありません。平成 17 年度に「早期登録・調整協力割引料金を適用する PCB 廃棄物等」として登録された 38 台のコンデンサを平成 22 年７月に適正に処理しました。また微量 PCB を含む油を平成２７年１月に適正に処理しました。

搬出状況

PCB 廃棄物

（8）光化学スモッグ発生時の対応について

多摩清掃工場での対策は、光化学スモッグの予報・注意報・警報が発令されると、段階に応じて、光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物の排出削減に努めています。発令翌日には、東京都環境局に削減措置の実施内容・削減量等を記載したものを報告し、確実な対応で環境負荷の低減を図っています。

☆ 光化学スモッグとは？？？

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物）が日光に含まれる紫外線の影響で光化学反応をおこすことにより生成する有害な光化学オキシダント（オゾンやアルデヒドなど）やエアロゾルが空中に停留し、スモッグ状になることです。

（9）アスベスト製品の取扱い

多摩清掃工場へ搬入される家庭からのアスベスト製品は、商品に含まれ固定化された非飛散性のものだけです。各構成市が処理するまでの期間ドラム缶の中で適正に一時保管しています。また、平成 19 年度に、多摩清掃工場の敷地境界（４箇所）において、アスベストの測定を実施しましたが、測定結果は基準値を大きく下回る結果でした。

（10）工場棟内の作業環境測定について

多摩清掃工場では、年に２回焼却棟と不燃・粗大ごみ処理棟の作業環境測定を行っています。焼却棟では粉じんに含まれるダイオキシン類濃度を測定し、不燃・粗大ごみ処理棟では粉じん、等価騒音、特定化学物質などをそれぞれの作業場で測定しています。令和 2 年度の焼却棟の作業環境測定は、１回目・２回目共に第１管理区分[*1]となりましたが、不燃・粗大ごみ処理棟の作業環境測定は、騒音が作業所の一部で第２管理区分[*2]となりました。

＊１　第１管理区分：作業環境管理が適切に行われていると判断される状態
＊２　第２管理区分：作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

（１１）　放射能等測定結果について

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、多摩清掃工場の敷地境界及び排ガス、焼却灰（飛灰固化物・主灰）の測定をした結果です。排ガスについてはいずれも不検出でした。また、焼却灰（主灰・飛灰固化物）についても、国の定めた基準値8,000Bq/kgを下回る結果でした。

① 敷地境界における空間放射線量率測定

（単位：μSv/h）

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
P－1	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06
P－2	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07
P－3	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
P－4	0.08	0.08	0.07	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08

※　週１回測定した結果の月平均値

※　測定地点については３１ページの臭気調査結果の「臭気調査地点」と同じである。

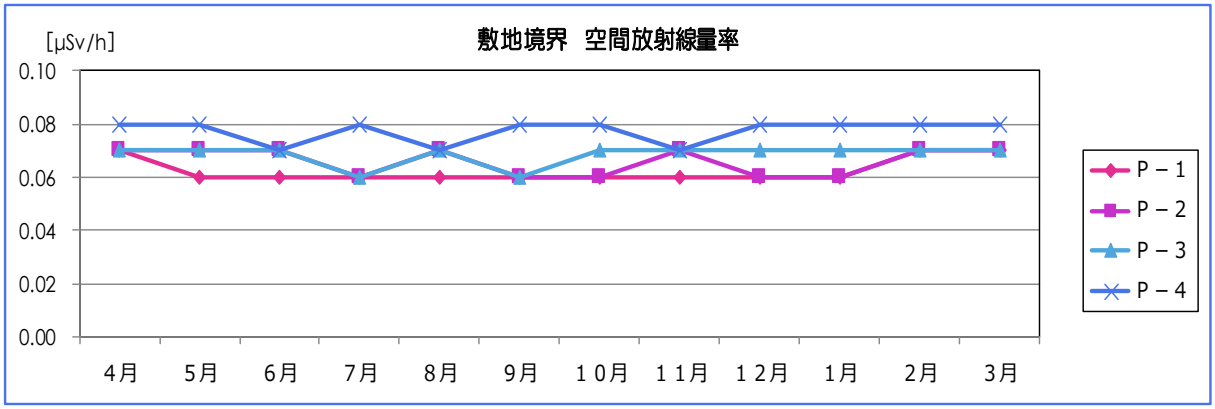

② 放射能濃度測定結果

（単位：排ガス［Bq/m^3_N］飛灰固化物・主灰［Bq/kg］）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
排ガス	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	―
飛灰固化物	32.5	51.2	52.8	47.1	35.3	43.7	53.8	39.7	41.3	38.3	35.7	59.8	44.3
主灰	12.1	14.4	不検出	19.8	不検出	15.2	15.4	12.4	不検出	不検出	不検出	11.0	14.3

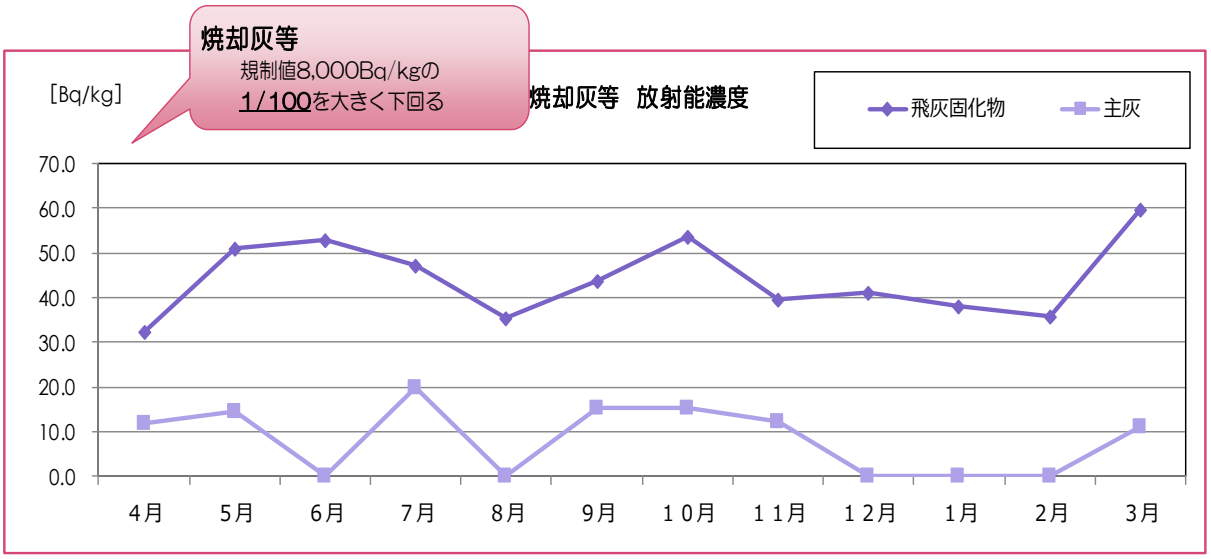

４．発電

ごみの燃焼による熱を利用してボイラで高温高圧の蒸気を発生させます。この蒸気は工場の必要な箇所や近隣の施設で利用しています。また、蒸気を使った蒸気タービン発電機により工場では自家発電を行い工場内の動力や照明などに利用され、余った電力は電力会社に売却をしています。蒸気タービンとは蒸気のもつ熱エネルギーをタービン内で噴出・膨張させて羽根車を回し回転エネルギーに変換する装置です。蒸気タービンと減速機を介して、発電機は 1,500 回転／分で回転して最大8,000ｋWの電力を作り出すことができます。

令和２年度は、ごみ量による焼却炉の運転時間増加により電力会社への売却収入は前年度より 11.3%減少し約１億４，488 万円となりました。

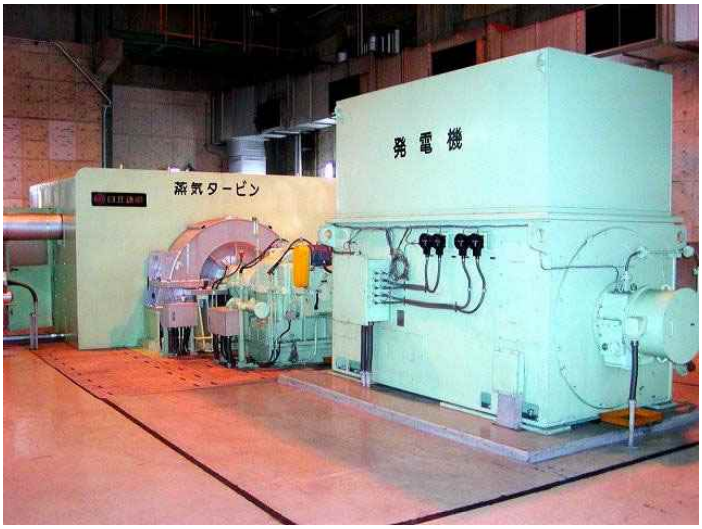

蒸気タービン開放点検

５．熱の供給

多摩清掃工場に隣接している多摩市総合福祉センターと多摩市立温水プール（アクアブルー多摩）へ高温水で熱を供給しています。福祉センターでは、空調や給湯に利用されています。

また、温水プールでは、プールの水温やシャワー等の昇温に使われています。供給した熱量は 7，306GJ で、約 940 世帯※が 1 年間使用する都市ガス量となります。

※「環境省 令和３年３月 令和元年度家庭部門の CO2 排出実態統計調査結果」の世帯当たりの年間エネルギー消費量（全国）より算出（7，306GJ/7.8GJ）

6．環境負荷を減らす取り組み

多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）では、「地球にやさしい循環型社会」実現のため「環境方針」を策定し、平成 15 年３月に多摩地域の清掃工場として初めて環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得しました。

環境管理システムの効率的な運用と継続的改善を実行し、職員及び委託業者が一丸となって、地球にやさしい開かれた清掃工場を目指して、運用を行っています。

環境目標・実績

『環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場』を実現するため、環境法令等の遵守とともに、以下の項目を実施しました。

◆令和２年度の取組状況

◇　発生源の区分　：　順守義務

環　境　目　標	実　施　状　況
環境法令等（自主規制値含む）の規制値の遵守 （大気、悪臭、灰、騒音、振動、水質、放射性物質）	全項目達成
宮城県大崎市災害廃棄物の処理	実施（110 台）

◇　発生源の区分　：　著しい環境側面

環　境　目　標	実　施　状　況
余熱を継続的に供給し、CO_2削減を図る（余熱供給停止日数０日）	達成 （０日、削減量３４３ｔ）
照明のＬＥＤ化（１８本／月・２１６本／年）	実施（２６６本／年）
発電効率の向上	実施
リサイクル講座の充実（こうさくの時間“工作”の実施　７回/年）	実施（7回／年）

◇　発生源の区分　：　利害関係者のニーズ及び期待

環　境　目　標	実　施　状　況
毎月第４日曜日の一般家庭の粗大ごみ受付	実施（７９５件／年）
組合主催見学会の実施（４回/年・方針決定）	実施（２６回／年）
地域連携事業(たまかんフェスタ)（１回／年）	実施（代替イベント）
地球温暖化対策報告書の作成	実施
環境報告書の作成	実施

◇　発生源の区分　：　内部・外部の課題

環　境　目　標	実　施　状　況
省エネルギー機器の導入	実施
不適物搬入の防止（説明会実施）	実施
飛灰の削減	実施

構成市イベントへの参加	実施（１回／年）
広報・見学資料等の充実	実施
地元自治会等を対象とした見学会の実施	中止　※
地域協議会の設立（情報交換会開催）	２回実施
ごみ処理区域の再編成	実施
新たな情報発信の検討（ＬＩＮＥスタンプ販売）	実施

※　新型コロナウイルスの影響で中止

◇　発生源の区分　：　自然環境

環　境　目　標	実　施　状　況
食器リサイクル事業への理解推進（食器リサイクル展示のリニューアル）	実施

審査機関による更新審査の結果について

多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）の環境マネジメントシステムが、ＩＳＯ１４００１：２０１５（ＪＩＳ Ｑ １４００１）の要求事項に適合していて、かつ環境管理活動がシステムに沿って実施されているかを外部審査機関によって審査します。また、ここでは法規制が遵守されているかについても確認します。

令和３年１月２０日から２１日に株式会社日本環境認証機構によって更新審査が行われ、「改善の機会[1]」は３件、「不適合[2]」は０件、マネジメントシステム及びパフォーマンスの評価は以下のとおりの結果となりました。結果として、今回の定期審査において、環境マネジメントシステムは適切に管理され、有効に運用されていると判断されました。

今後、さらなる改善を行い、『環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場』を実現するため、より良い環境マネジメントシステムを構築していきます。

～審査機関所見総括（審査報告書抜粋）～

１　概要

２０１５年版移行後３年間わたって、組織のマネジメントシステムが継続的に維持・改善されていることを確認した結果、システムは確実に改善し、事業では CO2 削減に大きく貢献しています。廃棄物処理システムはここ数十年に大きく進歩して過去に起こった水銀汚染，ダイオキシン問題は小さくなっていますが、新たなリチウム電池やプラスティク海洋汚染問題がクローズアップされています。ごみ問題は生活の利便性や国民のマナー問題と表裏の関係です。事業を通じ、行政、事業者、市域住民に積極的な情報発信を期待します。

２　要点

ａ）　順守義務に関するプロセスの実施と有効性

事業活動に関連する法的要求事項が、詳細に特定され、順守評価結果及び確証が明確となっており、プロセスの実施と有効性が確認できました。

ｂ）　組織の状況から計画に至るプロセスの実施と有効性

外部･内部の課題、利害関係者のニーズ・期待、環境側面、順守義務からリスクと機会を特定し、事業と直結した環境目標並びに運用管理が実施され、有効性が確認できました。環境目標は中期目標の到達点がある場合は、明確にすることを推奨します。

ｃ） 内部監査プロセスの実施と有効性
　内部監査は適切に実施されています。８月２７日、２８日の両日に実施された内部監査では、不適合は検出されませんでしたが、改善の機会（余地）は４件検出し、いずれも原因調査・対策をされています。
また、内部監査の際には環境の重要性、前回までの監査結果を含めた監査目的を設定しており、環境活動の活性化、システムの向上に寄与しています。
ｄ） マネジメントレビューの実施、有効性
　マネジメントレビューは、令和２年２月３日に実施されています。インプット情報並びにアウトプットがＥＭＳ委員会や事務局から報告され、トップの指示が実施されて、システム改善や運用において成果が確認できました。多摩ニュータウン環境組合清掃工場の活動が周辺自治体、地域住民と一体となって将来を見据えた活動をされています。

[1]改善の機会：規格の要求事項に不適合とはいえないが、改善するとより良いシステムになるとされた事項。
[2]不適合：要求事項を満たしていないこと。

更新審査の様子

オープニングミーティング

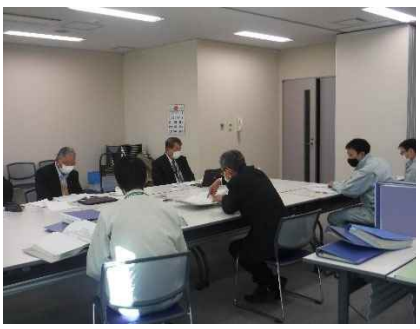
審査中

現場審査

7．環境活動

ISO14001 の運用体制図

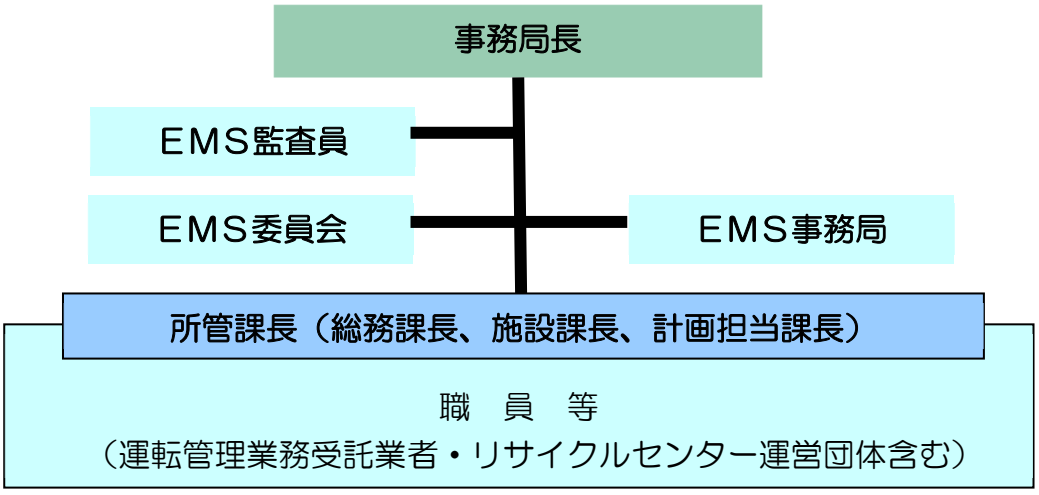

リスク及び機会への取り組み

自然環境、外部・内部の課題、利害関係者のニーズ及び期待、順守義務、環境側面についてリスクと機会を EMS 委員会で検討し、その管理方法を決定します。

環境教育・訓練

多摩清掃工場の EMS（環境マネジメントシステム）を適切に運用するため、職員等に対する環境に関する知識と能力の向上を目的に表-1 の環境教育及び訓練を行っています。

表1

種類		対象者	教育担当	教育・訓練の目的	教育・訓練の内容
一般教育研修	新任異動	所管課長 職員等	所管課長 各担当者	環境方針及び手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性を自覚させる。 作業活動による顕在又は潜在の著しい環境影響、及び各人の作業改善による環境上の利点を自覚させる。 環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任を自覚させる。 規定された運用手順から逸脱した際に予想される結果を自覚させる。 環境に関連する法令についての概要を知らせる。	ＥＭＳに規定する環境方針 環境目標及び環境目的の周知並びに環境保護に関する知識の取得 環境マニュアル、要項・手順書の内容 廃棄物・リサイクル関係法令 環境関係法令概要
	継続	所管課長 職員等	所管課長 各種講師	環境マニュアル、要項、手順書の変更事項に対する研修 地球温暖化防止の重要性を自覚させる。 工場運営に係る各種専門事項を習得し、各種業務に活かす。	環境マニュアル、要項、手順書の改訂版抜粋 地球温暖化対策に係る事項 工場運営に係る各種専門事項
専門教育研修		著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を行う職員等	所管課長	特定業務等、著しい環境影響の原因となる可能性を持つ作業を行う職員に対する研修	大気汚染防止教育、水質汚濁防止教育、焼却灰等による汚染防止教育、悪臭防止教育、騒音・振動防止教育、測定機器校正教育、分析教育、毒物劇物管理教育、各課操作運用教育、地域連携事業実施教育
緊急事態対応訓練		事故及び緊急時の状態において環境に著しい影響を生じる可能性のある作業を行う職員等	所管課長	環境方針の手順との適合、並びに緊急事態への準備及び対応の要求事項を含む環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任を自覚させる。	緊急事態対応教育・訓練 ①口設備故障対応　口薬品漏洩対応 ②地震対応　③火災対応
法定資格従事者研修		環境保全に係る法定資格を必要とする者	有資格者	環境影響の原因となりうる業務に従事する職員等に対する研修	東京都一種公害防止管理者、廃棄物処理施設技術管理者認定講習、特定化学物質等作業主任者技能講習、危険物取扱者保安講習、ダイオキシン類業務に係る特別教育、有機溶剤作業主任者技能講習
ＥＭＳ監査員研修		ＥＭＳ監査員の候補者 事務局	所管課長	ＥＭＳ監査員を養成するための教育を行う。	ＥＭＳ監査を行うために必要な知識の取得を図る。

8．安全衛生などの取り組み

安全衛生推進委員会

多摩清掃工場の安全と衛生を確保し維持するため、労基法に準じて、安全衛生推進委員会を定期的に開催しています。事務局長をはじめ各課長などを加え、必要に応じて受託業者の安全衛生委員会と安全衛生協議会を組織して、充実した委員会となっています。

安全衛生推進委員会の組織図

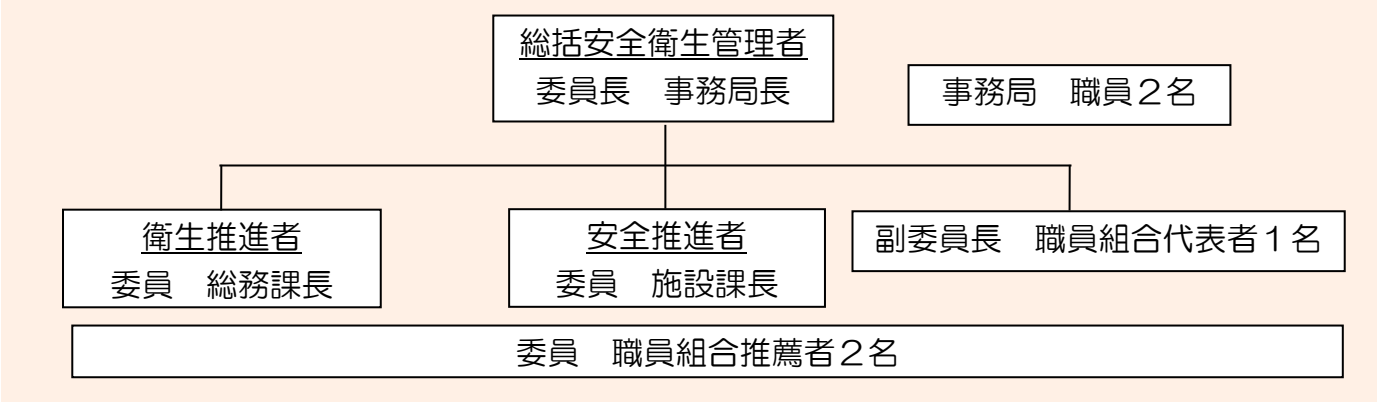

開催状況

令和２年度の安全衛生推進委員会の状況　（毎月１回-第二火曜日に開催）
定期的（７・１月）に作業環境測定を実施し、作業場の環境向上に役立てています。

月	全国的行事	環境組合活動	実施計画	実施日*	評価
4	春の交通安全運動（4/6～15）	春の交通安全運動に関わる啓発	構成市に依頼文送付	3/19	◎
		安全衛生推進委員会	定例会（第1回）	4/14	◎
		派遣対象者による安全衛生教育	手選別等	未実施	◎
		作業環境測定	事務室	4/28	◎
		派遣対象者による安全衛生教育	酸欠防止・ダイオキシン類ばく露防止	4/17	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	4/20	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	42%
5	―	安全衛生推進委員会	定例会（第2回）	5/12	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	5/20	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	26%
6	全国安全週間準備期間（6/1～30）	安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会（第１回）・推進委員会（第３回）	6/9	◎
		全国安全週間に関わる啓発	ポスター・ワッペン等	期間中	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	6/19	◎
		作業環境測定	事務室（照度）・炉内	6/24	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	37%
7	全国安全週間（7/1～7）	全国安全週間に関わる啓発	総括安全衛生管理者による訓示	7/1	◎
			安全衛生協議会パトロール	7/7	◎
		安全衛生推進委員会	定例会（第4回）	7/14	◎
		安全衛生教育	熱中症予防講習会	6/15	◎
		職員の健康管理	健康診断	7/7,7/9	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	7/20	◎
		作業環境測定	焼却棟・不燃粗大棟	7/7	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	58%
8	―	安全衛生推進委員会	定例会（第5回）	8/11	◎
		作業環境測定	事務室・炉内	8/21	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	8/13	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	58%

9	全国労働衛生週間 準備期間 （9/1～30） 秋の交通安全運動 （9/21～30）	安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会（第２回）・推進委員会（第６回）	9/8	◎
		秋の交通安全運動に関わる啓発	構成市に依頼文送付	9/1	◎
		全国労働衛生週間に関わる啓発	ポスター・ワッペン等	期間中	◎
		安全衛生教育	メンタルヘルス講習	3/23	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	9/14	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	58%
10	全国労働衛生週間 （10/1～7）	全国労働衛生週間に関わる啓発	総括安全衛生管理者による訓示	10/1	◎
			安全衛生協議会パトロール	10/6	◎
		安全衛生推進委員会	定例会（第７回）	10/13	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	10/19	◎
		作業環境測定	事務室	10/23	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	58%
11	―	安全衛生推進委員会	定例会（第8回）	11/10	◎
		安全衛生教育	救命講習（AED）	12/1	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	11/16	◎
		作業環境測定	炉内	12/24	◎
		年末年始無災害運動に関わる啓発	構成市に依頼文送付	11/20	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	58%
12	年末年始無災害運動 （12/1～）	年末年始無災害運動に関わる啓発	総括安全衛生管理者による訓示	12/1	◎
			安全衛生協議会パトロール	12/15	◎
			ポスター・ワッペン等	期間中	◎
		安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会（第３回）・推進委員会（第９回）	12/8	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	12/21	◎
		作業環境測定	事務室（照度）	12/25	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	61%
1	年末年始無災害運動 （～1/15）	安全衛生推進委員会	定例会（第10回）	1/12	◎
		令和2年度標語	標語職員募集	1/12～1/31	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	1/18	◎
		作業環境測定	焼却棟・不燃粗大棟	1/8	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	38%
2	―	安全衛生推進委員会	定例会（第11回）	2/9	◎
		令和3年度安全衛生推進計画表（案）	作成・承認	2/9	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	2/15	◎
		作業環境測定	事務室	2/25	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	38%
3	―	安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会（第４回）・推進委員会（第１２回）	3/9	◎
		ダイオキシン類対策委員会報告	調査結果報告	3/9	◎
		令和2年度安全衛生推進計画表及び実績	検討評価（委員長に総括依頼）	3/9	◎
		令和3年度標語	表彰	3/19	◎
		安全衛生教育	交通安全講習	3/9	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	3/25	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	58%

※評価の印；◎-実施、×-実施できず、達成率で表示　例 - %、〇-当初の予定にはなかったが、追加して実施

多摩清掃工場は、自主防災体制の充実・強化を図るため、多摩市内の各事業所を対象とした自衛消防操法大会に平成 11 年より参加していましたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
優勝	準優勝	準優勝	優勝	中止

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆消防訓練風景☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

消防計画・マニュアルによる訓練計画に基づき、令和２年１１月１７日には、東京消防庁多摩消防署の指導のもと、多摩清掃工場関係職員が一丸となって、消防訓練を行いました。今回は消火器による消火訓練や消火栓体験訓練を行いました。

消　防　訓　練

９．中期経営計画ビジョン２０２２について

令和元年度は、『多摩ニュータウン環境組合中期経営計画「ビジョン２０２２」』（計画期間：平成 30 年度（2018 年度）～令和４年度（2022 年度））の始動の年にあたり、その達成に向けて、確実に取り組むとともに、効率的かつ効果的で、安定した工場運営を維持できるよう事務事業を展開しました。

「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」の実現に向けた目標

1　安全で安定的な循環型処理の推進
2　効率的・効果的な組合運営の推進
3　市民理解及び構成市との連携の推進
4　次期処理施設に係る検討

目標達成のための１２の具体的な取組項目を設定・体系化し、予算・人材を計画的かつ効果的に活用しながら、多岐にわたる対応すべき課題の解決を目指すもので、令和 14 年度（2032 年度）まで運転稼働が可能となった当工場を安定稼働させていくための取組みや次期処理施設に係る検討も含めた計画としています。

第3章　コミュニケーション

１．環境情報の公開

（１）インターネットにホームページを開設しています。

ホームページ URL

https://www.tama-seisokojo.or.jp/

（２）排ガス状況表示盤

管理棟１階の環境組合事務室及びリサイクルセンターのロビーに炉内温度、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、ばいじん濃度の計測データを示す電光掲示板があり、常時、現在の状況を知ることができます。

（３）環境情報コーナー

リサイクルセンターのロビーには、環境情報を集めたコーナーを設置しています。環境に関するわかりやすい提示物を備えています。

（４）たまかんニュース

年２回、３４号（９月）88,750 部、３５号（１月）83,750 部を発行しています。多摩ニュータウン環境組合からのお知らせや、環境測定情報、ごみに関する豆知識などを掲載した広報誌を発行し新聞折り込みしています。情報の積極的開示により、開かれた清掃工場を目指しています。

（５）地元報告会等

毎年、年度末に地元自治会に対して工場の運営状況、各種測定結果を報告しています。新型コロナウイルス感染症流行の影響で延期した令和元年度の地元報告会は７月に開催し、令和２年度については令和３年３月２７日（土）に開催しました。

また、令和２年度は周辺地域住民と組合が相互に理解を深め、「地域環境の保全」「住民の安全・安心の確保」「ごみ処理施設の円滑な運営」を図るため、地元協議会の設置に向けた準備を進めました。

（６）たまかんニュース（地域版）

工場の近況等の情報を積極的に届けるため、清掃工場周辺の約 3,500 世帯へ境組合職員が直接ポスティングを行っています。４２号（令和２年１０月）は、地元報告会の報告・宮城県大崎市の災害廃棄物応援処理について掲載しました。

２．環境に関して寄せられた意見、要望等

令和２年４月～令和３年３月までの期間で、環境に関して寄せられた意見及び要望等はありませんでした。

３．施設の見学

多摩清掃工場の施設見学の再開について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止としておりましたが、感染が収束するまでの当面の間、感染予防対策を講じた下記のとおりの体制で、見学を再開いたします。

ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

※見学をご希望の場合は必ず１週間前までに事前予約をお願いいたします。

１．受け入れ人数等

（１）月曜日：原則１０名まで、１日１組

（２）火～金曜日：原則３０名まで、午前１組・午後１組

（３）見学可能時間：９：３０～１６：３０（見学開始時間は１５：００までとなります。）

（４）所要時間：約１時間３０分

２．対象

団体・個人の方を問わずお申込みいただけます。なお、構成市以外の方の見学や行政視察も受け付けています。

３．感染予防対策

（１）見学には、マスクを着用の上お越しください。

（２）発熱者（３７．５℃以上）の方については、受け入れをお断りします。

（３）見学ツアーは、１０人を上限とした班を単位として行います。

（例）３０人の場合は、１０人単位×３班で見学ツアーを行います。

４．申込方法

多摩ニュータウン環境組合総務課（TEL：０４２－３７４－６３３１）までお電話でお申込みください。

５．その他

今後の感染状況に応じて、見学体制の変更または見学の受入れを中止する場合があります。

多摩清掃工場の取組や施設の概要を分かりやすく説明した見学者用パンフレットのデータや多摩清掃工場の取組を、皆様に知っていただくための動画をホームページで公開しています！ぜひ一度ご覧ください。また、見学用 DVD の貸し出し及びパンフレットの提供も行っております。ご希望の方は、多摩ニュータウン環境組合総務課（TEL：０４２－３７４－６３３１）までご連絡ください。

ホームページ URL：https://www.tama-seisokojo.or.jp/

令和２年度の見学者は、総数 300 人となりました。「秋のたまかん特別見学会」を含む人数となります。組合主催の「こども清掃工場見学会」及び「煙突登り」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

主な内訳

団　　体	団体数	人　数
小学校	2	160
中学校	1	15
高等学校	0	0
大学	0	0
自治体関係団体	1	45
民間団体	0	0
個人	5	13
環境組合主催	20	67
合　　計	29	300

令和２年４月～令和３年３月まで

コロナウイルス感染症対策として、ソーシャルディスタンスの確保・消毒・換気・見学者の人数制限等を実施

４．社会的活動

（１）秋のたまかん特別見学会

平成２０年度より実施している「たまかんフェスタ」ですが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とし、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での代替事業「秋のたまかん特別見学会」として、普段は行わない特別ルートでの見学や煙突登りのイベントを実施いたしました。当日は、晴天にも恵まれ、多くの皆様に楽しんでいただきました。（特別工場見学会：64 名、煙突登り:31 名、うち 28 名はいずれも参加）

（２）唐木田清掃活動応援キャンペーン

実行委員会方式で年末に実施している「唐木田クリーンアップ作戦」についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とし、これに替わる取組みとして「唐木田清掃活動応援キャンペーン」と銘打ち、毎年クリーンアップ作戦に参加協力いただいている団体に呼びかけ、個別に地域清掃活動を実施する団体に「清掃道具の貸出」「集めたごみの受入れ」「活動状況の広報」を行うこととし、８団体、37 人の方にご参加いただきました。

（３）夏休みの施設開放イベント

毎年夏休みは、地域の子供を対象に煙突登り体験やこども清掃工場見学会を開催していましたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としました。

（４）環境啓発活動

リサイクルセンターでは今年度、以下の教室、イベント等を実施しました。

《くるくるカレンダー》

個人や事業所で不要となったカレンダーや手帳の寄付してもらい、必要とする市民に使ってもらう取組みとなります。

《ポイ捨て禁止の看板》

ポイ捨て禁止の看板だけではなく、ごみ拾いも実施しました。

《多摩エコフェスタ》

多摩市主催の「多摩エコフェスタ」に参加し、食器リサイクル等の展示をしました。

《ぬりえの作成》

「おうち時間」の対応としてエコにこセンターのマスコット「ねんちゃん」のぬりえを作成し、作品を募集しました。

みんなの「ねんちゃん」展示

《ヘチマのスポンジ》

プラスチック製のスポンジ等の代替え品としてヘチマを育て、使いやすいサイズにカットして販売しました。

《エコにこマーケット》

新型コロナウイルス感染症対策のため、販売はパーテーションを挟んで行うように工夫しました。

《大人のための工作教室》

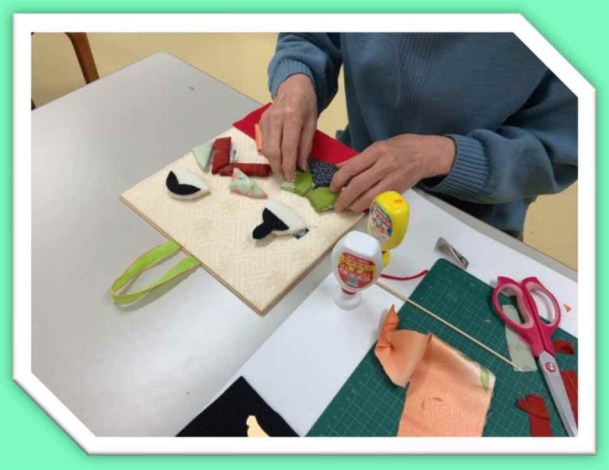

おとなのための工作教室のひとこまです。布などを使い、ひなまつり用の飾りを作りました。

《さき織り体験教室》

新型コロナウイルス感染症対策のため、織り機と織り機の間を離して、対面にならないように工夫して実施しました。

《お花の教室》

新型コロナウイルス感染症対策のため、テーブル１つに１人が利用する方法で、対面にならない工夫をして実施しました。

《廃陶磁器製食器の改修》

八王子市・町田市・多摩市のご家庭から発生する廃陶磁器製食器の回収は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テーブルをはさみ、持参者との間隔を取りながら回収しました。

《こうさくの時間“工作”と“陶芸”》

こうさくの時間“工作”、こうさくの時間“陶芸”は事前申し込みなしで参加できる講座のため、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者が入れ替わるたびに椅子とテーブルの消毒を行い、実施しました。

《T シャツ草履教室》

　T シャツを使って布草履を作る「T シャツ草履教室」に参加した方の作品となります。

《再利用品の販売》

　再利用品の販売は、市民のリユース啓発として取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症対策のため、販売品の並べ方やレジに飛沫防止シートを設置するなどして販売しました。

《親子陶芸体験教室》

　親子陶芸体験教室は、新型コロナウイルス感染症対策のため、原則として会話は家族間のみとして実施しました。参加者はペアのお皿を作っていました。

《２階の展示場のリニューアル》

　２階の展示場にある食器リサイクルの工程に関する展示をリニューアルしました。

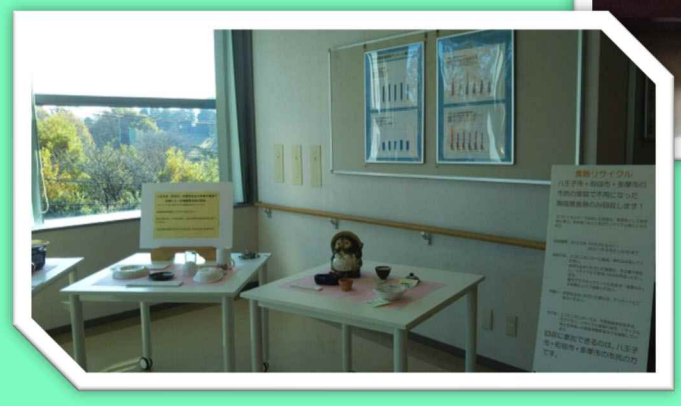

（5）各種講座の開催実績　　(単位：人)

	講座名	参加者数
4月	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止	
5月		
6月		
7月		
8月		
9月	さき織り体験教室(4回)	16
	お花の教室(2回)	11
	Tシャツぞうり教室	5
	おとなのための工作教室	2
	電子工作サロン	8
	こうさくの時間“陶芸”	33
	こうさくの時間“工作”	10
10月	さき織り体験教室(4回)	16
	お花の教室(2回)	10
	Tシャツぞうり教室	5
	おとなのための工作教室	3
	電子工作サロン	5
	こうさくの時間“陶芸”	17
11月	さき織り体験教室(4回)	16
	お花の教室	7
	親子陶芸体験教室	9
	Tシャツぞうり教室	5
	おとなのための工作教室	5
	電子工作サロン	6
	こうさくの時間“陶芸”	24
	こうさくの時間“工作”	6
12月	さき織り体験教室(4回)	15
	お花の教室(2回)	20
	Tシャツぞうり教室	5
	おとなのための工作教室	4
	電子工作サロン	5
	こうさくの時間“陶芸”	23
	こうさくの時間“工作”	10
1月	さき織り体験教室(3回)	11
	お花の教室	5
	Tシャツぞうり教室	5
	おとなのための工作教室	5
	電子工作サロン	5
	こうさくの時間“陶芸”	7
	こうさくの時間“工作”	8
2月	さき織り体験教室(4回)	12
	お花の教室(2回)	13
	Tシャツぞうり教室	4
	親子陶芸体験教室	11
	こうさくの時間“陶芸”	18
	こうさくの時間“工作”	10
3月	さき織り体験教室(4回)	21
	お花の教室(2回)	11
	Tシャツぞうり教室	4
	こうさくの時間“陶芸”	15
	こうさくの時間“工作”	6

合計	71講座	472人

5．多摩ニュータウン環境組合の事業のあゆみ

昭和 43 年 10 月	東京都は清掃工場建設場所を多摩町落合棚原地区に内定
昭和 43 年 11 月	東京都、建設計画を地元に提示
昭和 44 年　4 月	落合ごみ焼却場反対連合協議会、多摩町議会に設置反対の請願提出
昭和 44 年　6 月	東京都、多摩町及び反対連合協議会間で地元要望を取り入れた覚書締結
昭和 44 年 11 月	関係市（八王子市、町田市、多摩市、稲城市）及び新住施行者間で、設置場所、規模、都市計画決定等について覚書締結
昭和 46 年　7 月	多摩清掃工場建設着工
昭和 46 年 11 月	多摩市と新住施行者間で、清掃工場建設に伴う事業費の負担方法、負担額等について協定書締結
昭和 48 年　4 月	多摩清掃工場竣工・稼動　３００ｔ／日（１５０ｔ／日×２炉）
昭和 62 年　3 月	旧粗大ごみ処理施設竣工・稼動　５０ｔ／５ｈ
平成 5 年　4 月	１日付で八王子市・町田市・多摩市で構成する多摩ニュータウン環境組合設立を都知事が認可
平成 6 年　7 月	多摩清掃工場二期施設建設着工（焼却棟）
平成 10 年　3 月	焼却棟竣工　４００ｔ／日（２００ｔ／日×２炉）
平成 11 年　7 月	不燃・粗大ごみ処理棟及びリサイクルセンター建設着工
平成 12 年　2 月	管理棟建設着工
平成 14 年　3 月	不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、管理棟竣工・稼働 ・不燃系８０ｔ／５ｈ（４０ｔ／５ｈ×２系列） ・粗大系１０ｔ／５ｈ（　５ｔ／５ｈ×２系列）
平成 15 年　4 月	町田市小山ヶ丘地区のごみ搬入開始
平成 16 年 10 月	家庭系ごみ有料化・戸別収集開始（八王子市）
平成 17 年 10 月	家庭系ごみ有料化・戸別収集開始（町田市）
平成 18 年　7 月	東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設本格稼働
平成 19 年　4 月 ～24 年 11 月	調布市の可燃ごみ搬入（多摩地域ごみ処理広域支援体制）
平成 20 年　4 月	家庭系ごみ有料化・プラスチック収集開始（多摩市）
平成 22 年　7 月	多摩川衛生組合の可燃ごみ搬入（多摩地域ごみ処理広域支援体制）
平成 22 年 10 月	八王子市拡大区域の可燃ごみ搬入開始・プラスチック収集開始（八王子市）
平成 23 年 12 月 ～24 年　3 月	小金井市の可燃ごみ搬入（多摩地域ごみ処理広域支援体制）
平成 24 年　7 月 ～25 年　3 月	東日本大震災で発生した宮城県女川町の災害廃棄物を搬入
平成 27 年　4 月	不燃残渣の資源化（熱回収）による埋立「ゼロ」を実施
平成 28 年　4 月	町田市小山ヶ丘地区の事業系ごみ搬入開始
平成 28 年　6 月	不燃ごみを八王子市・町田市の施設で応援処理（不燃施設改造工事に伴う施設の停止）
平成 30 年 10 月	多摩ニュータウン環境組合設立 25 周年記念式典開催
令和 元 年 12 月	町田市上小山田町山中地区からの粗大ごみ持込み受入れ開始

令和２年　４月 **～10月**	令和元年台風第 19 号で発生した宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れ
令和２年 12 月	東京都知事より令和 ４ 年 ４ 月からのごみ処理区域再編にかかる多摩ニュータウン環境組合規約の変更許可が下りる
令和３年　２月	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設のごみ処理応援 （多摩川衛生組合の埋火期間中のごみ処理応援）

・案内図

環境報告書２０２１

令和３年１０月発行

編集・発行

多摩ニュータウン環境組合　多摩清掃工場
〒206-0035
東京都多摩市唐木田二丁目１番地１
TEL　042-374-6331
FAX　042-337-5061
E-mail　info@tama-seisokojo.or.jp

この「環境報告書」はホームページに掲載しています！

ホームページ　https://www.tama-seisokojo.or.jp/

トップページ＞環境情報＞環境報告書＞環境報告書２０２１

「多摩清掃工場　環境報告書」をお読みいただきありがとうございました。まだまだ内容が不十分な点も多いかと思います。

つきましては、みなさまの貴重なご意見・ご感想を今後の報告書作成の参考にさせていただきたいと思います。お手数ですが、本紙をご記入の上、下記までお送りいただきますようお願いいたします。

多摩清掃工場　施設課あて

FAX：042－337－5061

1．本報告書をどちらでお知りになりましたか。

2．本報告書をお読みになって、感想はいかがですか。

（1）わかりやすい　（2）普通　（3）わかりにくい

3．本報告書の内容について、感想はいかがですか。

（1）充実している　（2）普通　（3）ものたりない

4．本報告書の内容について、お気づきの点がありましたらご記入ください。

5．本工場の環境配慮の取組について、ご感想はいかがですか。

（1）かなり評価できる　（2）評価できる　（3）普通

（4）あまり評価できない　（5）評価できない

6．その他自由なご意見･ご感想などございましたらお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。差し支えなければ以下にもご記入ください。

性別	男・女	年齢	歳	
お名前		ご連絡先電話番号		
お立場	１近隣に在住　２行政関係　３企業の環境担当者　４その他			